

＜温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）に関する改正事項（第3計画期間（2020-2024年度）に適用する事項）＞

パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について

(2019.1.16 版)

＜注意事項＞

- 意見について誤字、脱字等がある場合は、表現を修正しております。
- 意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあります。
- 事項番号の分類は、意見の内容に最も近いと考えられるものに修正しております。
- 内容が類似する意見については、意見、都の考え方はまとめて示しております。
- 非公表を希望された意見についても、意見の件数に含めております。

○ 意見数

43 者・190 件（28 事業者・86 件／15 団体・104 件）

＜内訳＞

事項番号	事項	件数
1	基準排出量	7 件
2	削減義務率	49 件
3	新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い（新規事業所の取扱い）	19 件
4	トップレベル事業所認定の仕組み	14 件
5	温室効果ガス排出量の算定のための CO ₂ 排出係数	0 件
6	低炭素電力の選択の仕組み等	14 件
7	低炭素熱の選択の仕組み	12 件
8	高効率コジェネの取扱い	6 件
9	再エネクレジットの取扱い	11 件
10	再エネ自家消費の取扱い	1 件
11	バンキングの仕組み	29 件
—	その他意見、質問	28 件

※ 事項ごとにいただいた一つの意見を分割・統合しているため、表中の件数（各事項における意見総数）と、次ページ以降の各事項における意見の内訳件数の合計とが一致しない場合があります。

1 基準排出量（7件）（非公表希望：1件）

No.	意見	都の考え方
1	「制度開始当初（2010年4月1日）の時点で削減義務の対象であった事業所」及び「第1・第2計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所」の基準排出量について、今回提示案のとおり、「第2計画期間に適用されている基準排出量をそのまま継続」とすることに賛同する（排出基準年度を変更すべきでない）。 【計6件同意見あり】 <理由> ・排出基準年度を変更した場合、事業者による過去の努力が正しく反映されない。 ・第3回専門的事項検討会のヒアリングで各事業者団体・制度対象事業所の意見に沿っている。	都は、第1回検討会において、現状からの取組レベルを明確化することを目指した案として、全ての事業所で新たに基準排出量を設定する案（2011年度以降の排出量の最大値から新たに基準排出量を設定する案）を提示しました。 これに対して、本制度の窓口や、第3回検討会における「対象事業所等の意見を聴く会」では、「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等を求め、都の「新たな基準排出量を設定する案」に反対する御意見が寄せられました。 そこで、都は、これらの事業所の皆様からの意見を踏まえ、その後の検討会において「現行の基準排出量を継続する案」も併せて提示し、検討していただきました。 検討会委員の皆様からも、「対象事業所がさらなる削減を推進していく上で、取り組みやすさ、わかりやすさの観点重要であり、いずれの基準排出量であっても、2030年からバックキャストする削減義務率の水準が同程度であるならば、「現行の基準排出量の継続」でも良いのではないか」との御意見もあり、「現行の基準排出量を継続する案」に変更してパブリックコメントを実施いたしました。 検討会においていただいた御意見や、パブリックコメントへ寄せられた御意見も踏まえ、パブリックコメントでお示した「現行の基準排出量を継続する案」が妥当であると考えます。

2 削減義務率（49件）（非公表希望：7件）

（1）削減義務率の水準について

No.	意見	都の考え方
1	第3計画期間における削減義務率は、達成困難なものであり、事業者が適切な努力で達成可能な水準に引き下げるべきである（緩和を求める／再検討いただきたい）。 【計7件同意見あり】 <理由> ・有識者検討会において点検表により省エネ余地を検証しているとのことであるが、事務局による説明によると「平均値」を使っており、これでは相当数の事業者には達成困難となる。また、実態は、バックキャストによる設定削減率を追認する作業という性格が強く、実現可能性の検証がされていない。 ・第3計画期間の削減義務率として想定している値は、都の目標値からの逆算で実態を反映していないのではないか。設定根拠として点検表から削減余地を検証しているとのことであるが、実態は設備更新に頼らなければならないものと思われ、竣工年等により設備更新がタイミングよく実施できるとは限らない。更新サイクルを無視しても更新が必要となる義務であれば、数年で設備更新コストを回収できる大規模なインセンティブがない限り、大幅な削減義務率アップは受け入れられない。 ・当事業所（区分Ⅰ）では、これまで冷温水発生器を2重効用及び3重効用型へ更新したほか、店内照明のLED化など多数の省エネ投資を行ってきており、第2計画期間では削減義務を達成する見通しです。しかし、省エネ投資については“やり尽した”感があるのが現状で、第3期から削	都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として、第一に省エネの徹底、第二に再エネの積極的な活用によって低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。対象事業所の皆様からの建設的な御意見も踏まえて本制度の詳細を整備し運用してまいりましたが、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 第3計画期間が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えております。 第3計画期間の削減義務率は、2030年目標の達成に向けた大規模事業所の目標排出量からバックキャストして算定したのですが、2016年度の排出実績では、約4割の事業所で既に第3計画期間の削減義務率以上の削減が達成されている一方、約6割の事業所では追加削減が必要となります。 これまでの検討会でお示したとおり、皆様から御提出いただいた点検表データから保守的に算定した省エネ余地を考慮しますと、これまでの省エネ対策の継続に加え、未実施の運用

No.	意見	都の考え方
	減義務率が 27%となると、場合によっては投資回収を度外視した投資も必要となり、経営状況を逼迫する恐れがあります。 ・第三期からの削減義務率が 27%ということで、第二期からの削減義務率から 10%も増加する。現段階で手を打てる対策は全て手を付けており、第 2 期から 10%追加で削減することとなれば、施設の建て替えしかありえない。施設が老朽化している一方、厳しい財政状況により 2020 年までに建て替えを実現させることは不可能である。	対策の実施、更新時期を迎えた設備機器の高効率化によって、約 7 割の事業所で、自らの省エネ対策によって第 3 計画期間の削減義務以上の削減が可能であると見込まれます。 さらに、第 3 計画期間に拡充案を提示している低炭素電力選択の仕組みや、第 2 計画期間からのバンキング（総計約 1,000 万トンの見込み）、排出量取引を活用していただくことで、第 3 計画期間の削減義務率は全ての事業所の皆様に達成を目指していただけるものであると考えます。 以上のことから、原案で取組をお願いしたいと考えます。 なお、本制度は、単年度ごとではなく、各期 5 年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。また、自らの事業所で削減を行うことに加え、排出量取引も活用できることから、事業所の設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができる仕組みです。第 3 計画期間までに事業所の建替えや大規模改修ができない場合であっても、義務達成を目指していただくことは可能であると考えます。
2	当組合は、23 区内から発生する一般廃棄物の中間処理施設を運営しています。一般廃棄物の処理量は、区民や事業者の排出量により増減するため、組合として排出量を抑制することは不可能です。また、焼却の安全で安定的な稼働のためには保守・整備が必要となり、施設の老朽化に伴い補修工事期間が長くなり、電力量等の増加が予想されます。これらを勘案すると第 3 計画期間の 25%は大変厳しい削減義務率であるため、削減義務率の緩和を求めます。	第 3 計画期間の削減義務率は、本事項「（１）削減義務率の水準について」No. 1 の御意見に対する都の考え方とおり、原案が妥当であると考えます。 なお、改修工事のための電力等使用量は、適切に計量されている場合に排出量の算定から除外することができます。
3	①生命・身体の安全確保に不可欠な業種 ②安定的な経済活動・社会生活に不可欠であり、電力削減が困難な業種 に対する削減義務緩和を要望します。 <理由等> 「その他意見・質問（４）その他」No.10 に掲載	第 3 計画期間の削減義務率は、本事項「（１）削減義務率の水準について」No. 1 の御意見に対する都の考え方とおり、原案が妥当であると考えます。 一方、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設（いわゆる病院等）については、他事業所同様に一定の省エネ余地はあるものの、当該事業所が第 2 計画期間に削減義務率の緩和を受けていること等も踏まえ、第 2 計画期間から第 3 計画期間にわたる激変緩和措置として、一定の配慮が必要であると考え、第 3 計画期間に限り、削減義務率を 2 %減ずることを提示したものであり、原案が妥当であると考えます。
4	検討会で業種ごとの不平等さが十分に検討されていない。全体の達成状況のみで、個別の業務部門の状況が十分確認されていないと思われる。病院は削減が進まず、情報処理施設においては増設等で基準排出量が増えた場合、削減義務も厳しくなっていないケースが多いと思われる（置いた設備に比例して基準排出量が増減させられるため、増やした分だけ基準排出量も増やせる）。 現在の削減義務率の考え方では、これらの不平等軽減の検討が不十分ではないか。	

No.	意見	都の考え方
5	情報通信業界の特性を考慮し、激変緩和措置として、第3計画期間において、4%緩和措置を設定頂きたい。 <理由> ①公共性・社会的役割 多様な ICT サービスの普及拡大が、生産活動の効率化、人やモノの移動の減少、情報の電子化によるモノの生産の抑制などにつながり、社会全体の環境負荷低減効果を有すると考えられています。これら ICT サービスの基盤を支える通信設備を収容しているビル（以下、通信ビル）のエネルギー消費要因は、ネットワーク設備、サーバ機器、及び設備用空調の稼働によるものが大部分であり、ICT サービスを利用するお客様の増加に応じた設備増設や、24 時間 365 日サービスを止めずに運用することが必要なため、通信ビルは、一般的なオフィスや工場と性格が異なり、排出量削減がより困難なビルと考えております。更に、ICT サービスのなかでも通信サービスを提供している通信事業者各社は、以下の観点から、設備稼働の効率性だけを重視して通信ビルの設備削減を行うことは難しいところです。 ・電話サービスを全国どの世帯でも公平で安定的にご利用いただくことを目的とした、加入電話をユニバーサルサービスとして提供するに際して、法的責務によるネットワーク設備、設備用空調などの設置・運用実態があります。 ・携帯電話サービスやデータ通信サービスの利用拡大に伴い、社会・経済活動における依存度が高まっていることをふまえ、障害発生時の迅速な対応や再発防止等を目的とした、ネットワーク設備、設備用空調などの設置・運用実態があります。 ・特に、災害等の緊急事態発生時は行政や医療機関等の救助活動、被災者の避難行動において、通信サービスは必要不可欠なサービスとして、通信サービスの提供確保にむけた設備構築・運用実態があります。 ②電力使用量増加の事業構造 情報通信業界では、上述のとおり、ネットワーク設備、サーバ設備等の増設により、通信ビルにおける、エネルギー使用量は年々増加する傾向です。更に今後は 5 G のサービス提供による情報通信量の増大に伴い、電力使用量は増大していくことが予想されます。今後、省エネ性能に優れたネットワーク設備、サーバ設備等の導入や効率的な設備構築・運用に一層努めて参りますが、エネルギー使用量の総量削減は困難な事業構造となっています。 以上の情報通信業界の公共性、事業構造に対しての CO2 排出量削減対策として、効率的な設備構築・運用等に加え、再生可能エネルギーの利用が考えられますが、第3計画期間においては、ICT サービスの提供に必要な 24 時間 365 日の安定的提供に耐えうる再生可能エネルギーの供給体制が、社会的に整っておらず、通信ビル等において再生可能エネルギーの活用が難しい段階にあると考えております。そのため、ICT サービス提供に関し、電力使用量が増大することは避けられず、且つ再生可能エネルギーの常時の安定的提供が整わない第3計画期間においては、CO2 発生量の抑制は困難な時期にあると考えており、激変緩和措置を講じて頂く必要があるものと考えております。	第3計画期間の削減義務率は、本事項「（１）削減義務率の水準について」No. 1 の御意見に対する都の考え方とおり、原案が妥当であると考えます。 また、本制度では、ネットワーク等の設備機器増設の影響を受ける情報処理施設の特徴も踏まえ、制度導入時より、機器増設により一定以上の排出量増加がある場合には基準排出量を増加することができる仕組みとしており、本仕組みは第3計画期間にも継続いたします。 さらに、第3計画期間に拡充案を提示している低炭素電力選択の仕組みにより、電気使用量の多い事業所等であっても、電気使用量の一部を低炭素電力でまかなうことによって、削減手段として活用していただくことも可能であると考えます。 なお、都内に供給する電気事業者は増加しており（2018年7月までに約200者までに増）、環境価値利用に伴い、低炭素電力として都内供給される規模は更に拡大していくものと想定されます。

No.	意見	都の考え方
6	都環境基本計画に定める 2030 年の削減目標から算出される削減義務率については、第 3 計画期間の平均 27%という目標が適切なのか、第 1・第 2 計画期間の削減実績とその要因を把握し検証するために、事業所の声の把握、家庭などその他部門の状況分析も加え、第 4 期に向けて継続して議論を行うことが必要である。 <理由> ・第 1・第 2 計画期間のこれまでの削減実績は、キャップの設定による効果以上に、リーマンショックや東日本大震災の発生等による経済状況の悪化にともなう企業活動の縮小や、コスト削減等を目的とする企業の設備更新等がその要因と考えられる。キャップの設定効果を過大に評価した目標設定は、事業所の実態とかけ離れたものとなる可能性が高く、経済活動縮小につながりかねない。 ・都がとりまとめた対象事業所のアンケート結果からは、省エネ等自主努力による削減余地が非常に少ないことは明白である。 ・都内では東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発が進んでいる他、インバウンドの増加等の国際化に伴って、エネルギー使用量の増加が想定される。経済状況の変化に対応した促進策が必要である。	第 3 計画期間の削減義務率は、本事項「(1) 削減義務率の水準について」No.1 の御意見に対する都の考え方とあり、原案が妥当であると考えます。 これまで、本制度の対象事業所の皆様には、運用対策の徹底に加え、更新期を迎えた設備の高効率化にも積極的に取り組むなど、真摯に省エネ対策を進められ、全国と比較して 2 倍もの大幅削減を達成いただいております。また、省エネが継続して進展している中でも都内総生産は増加傾向にあり、排出削減と経済成長の両立も実現していただいております。 このような大きな成果を挙げていただくまでに、対象事業所の皆様が削減に取り組まれたのは、本制度の導入がきっかけの一つであり、その結果が事業所のエネルギーコスト削減にもつながったとの声も、対象事業所の皆様へのアンケートやヒアリング調査等で伺っております。 今回、見通しとしてお示した第 4 計画期間の削減義務率については、第 4 計画期間開始前に改めて検討し、決定してまいります。
7	政府が未だキャップ&トレード制度の導入に至らない中、国に先んじて取り組みを行い、継続することは、歓迎すべきことである。 制度の前提として、都は、2020 年を「2030 年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えた「新たなステージ」と位置付け、パリ協定を軸とした世界の変化を踏まえて「ゼロエミッション東京の実現」に取り組むとしている。脱炭素を基礎に置くのであれば、「ゼロエミッション東京」の目標達成年度を 2050 年と明確に示すことがそもそも必要である。そして、「2030 年に 2000 年比 30%削減」という現在の都の温室効果ガス排出削減目標がパリ協定に沿わないことを踏まえ、目標を引き上げる必要がある。 これまで国内で先陣を切ってきた東京都だからこそ、パリ協定に整合的な目標を掲げ他を牽引すべきであり、逆に東京都ができなければ、他もできず、国内での大幅削減は進まないと考えべきである。	2016 年 3 月に東京都環境基本計画において策定した都の 2030 年目標は、IPCC 第 5 次評価報告書（2014 年 10 月）等で示された「2050 年までに 2010 年比 40～70%削減」を上回ることを目指す必要があるとの長期的な目標水準を踏まえつつ、都民・事業者の皆様の取組を促す中期的な通過点として設定したものです。 一方で、パリ協定が掲げる「2℃未満」に向けて、「今世紀後半には温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」」を達成することが世界共通の目標となり、さらに 2018 年 10 月に発表された IPCC の 1.5℃特別報告書において、2050 年前後に「実質ゼロ」にする必要があることが指摘されています。 都は、資源エネルギーを大量に消費する世界有数の大都市として、「ゼロエミッション東京の実現」に向けた取組を推進していくことにしており、本制度をはじめとする実効性のある対策を着実に推進していくとともに、2030 年以降の長期的な視点での取組については、別途改めて検討してまいります。

No.	意見	都の考え方
8	東京都は世界に先駆けて都市型キャップ&トレード制度を導入し、同制度では第2期においてすでに26%の削減に成功している。上記（No.7）に記した通り、都の温室効果ガス排出削減目標自体が引き上げられる必要があることを踏まえ、キャップ&トレード制度の削減義務率の前提となる2030年度目標は固定ではなく、今後の検討・見直しで引き上げるべきことを念頭に、義務率も引き上げられる可能性を折り込んでおくべきである。またそのために、2030年目標及び義務率の妥当性を検討する機会を設けることを求める。また、その際には第2期の実績を踏まえて義務率は十分に高いものに、都の温室効果ガス排出削減を加速させるべきである。	第3計画期間の削減義務率は、本事項「（1）削減義務率の水準について」No.1の御意見に対する都の考え方とあり、原案が妥当であると考えます。 都内事業所の将来の目指す姿は、「ゼロエミッション事業所※の実現」であり、そこに向けた第3計画期間以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えています。
9	削減率の設定にあたっては、都全体の2030年目標との整合性に加え、「ゼロエミッション東京」という長期目標との整合性が確保されていることの合理的説明が欲しい。 そもそも、「ゼロエミッション東京」目標は、その対象期間がいつまでなのかを明確にする必要がある。世界の先進都市の多くは2050年を目標としたゼロエミッションを目指している。特に、IPCCの1.5℃特別報告書において、2050年までに実質ゼロを世界全体で達成する必要があることが指摘されたことをふまえるならば、先進都市たる東京都がそれより低い目標を掲げる理由がない。	今後、「ゼロエミッション東京の実現」に向けて、本制度をはじめとする実効性のある対策を着実に推進していくとともに、2030年以降の長期的な視点での取組については、別途改めて検討してまいります。 ※ 省エネ対策（建築物・設備の省エネ性能の向上、運用時の効率化等）と併せて、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用や再エネ電力の調達等により、年間CO2排出量が正味（ネット）で限りなくゼロに近い事業所

（2）削減義務率の区分等について（電気事業法に関連する緩和、医療施設への緩和等に関するものも含む。）

No.	意見	都の考え方
1	削減義務率の区分について、現制度の営業冷蔵倉庫の区分は「Ⅰ-1」でオフィスビルや商業施設と同業とされているが分類の根拠が明快でなく妥当性に欠けており見直すべき。冷蔵倉庫は、食品の品質保持を目的に「エネルギー（電力）」を使用しており、オフィスビル等の冷暖房の空調用とは異なる業種である。冷蔵倉庫は冷凍機（高圧ガス製造施設）を運転して「冷氣」を「製造」し貨物の保管を行う事業（＝工場）であり、オフィスビルの「空調」とは全く異なるものである。現行の区分であれば「区分Ⅱ」が妥当であると考えます。	区分は、第3計画期間においても、第1、第2計画期間と同様に、地域冷暖房等の熱を多く利用している熱源設備が無い（少ない）事業所（区分Ⅰ-2）及び汎用設備以外の設備が事業所全体のエネルギー消費量の大半を占める工場等（区分Ⅱ）について、その特性を踏まえ、その他のオフィスビル等（区分Ⅰ-1）とは別に分類して削減義務率を設定したものであり、妥当であると考えます。
2	データセンター事業のそのエネルギーの利用特性から業務区分（区分Ⅰ-1から区分Ⅱへ）の見直しを要望いたします。 ＜理由等＞ 「その他意見・質問（4）その他」No.10に掲載	また、各区分の削減義務率については、単に第1、第2計画期間の区分間の比率や差を横引きしているのではなく、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第3計画期間までの省エネ余地の差（2ポイント）を踏まえ検討したものであり、パブリックコメントでお示した案が妥当であると考えます。
3	削減義務率の緩和措置について、第3期が低炭素エネルギーの利用拡大期と位置付けられている事を踏まえ、区分Ⅱの緩和を廃止し、区分Ⅰを緩和すべきだと考えます。 ＜理由＞ 事業所における再エネ導入の代表策として自家消費用の太陽光パネル導入が挙げられますが、区分Ⅱに分類される工場や浄水場等は平面的な施設でありますので、対策の余地は非常に大きいと考えられます。しかし、区分Ⅰに分類されるオフィスビル等では、太陽光パネルの設置スペースが限られることから、電力会社変更以外の対策が見込めません。	

No.	意見	都の考え方
4	区分Ⅰ－２（オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所）の削減義務率（25%）を更に引き下げるべきである（区分Ⅰ－１の削減義務率との差を２％から更に拡大すべきである）。 【計４件同意見あり】 <理由> - 一般的にビルの消費エネルギーに占める熱源設備の比率は30%程度と言われており、大きな削減ポテンシャルを秘めている。したがって区分Ⅰ－１との比較における削減余地がわずか２％というのは非常に小さい数字であると言える。また、第７回会合資料２の８ページに根拠資料として既存事業所の統計による実績の差が２％程度であると示されているが、熱源にほとんど手を付けていない事業所も多いと予測されるため、実質的なポテンシャル差は更に大きなものと推測される。是非とも再考願いたい。 - 自己熱源を所有しない区分Ⅰ－２の削減余地が極めて少ないことを考慮すべきである。	第３計画期間における地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分Ⅰ－２）の削減義務率は、第１、第２計画期間で検討した際の考え方と同様に、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約３割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であることを考慮して設定しています。 また、自己熱源が主体であるオフィスビル等（区分Ⅰ－１）の削減義務率との差（２ポイント）については、単に第１、第２計画期間の区分間の比率や差を横引きしているのではなく、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第３計画期間までの省エネ余地の差（２ポイント）を踏まえたものであり、原案が妥当であると考えます。
5	区分Ⅰ－２の削減義務率緩和を当初の１／４程度に見直すべきである。 <理由> 熱供給を受ける場合は、熱源設備で使用する３０％程度のエネルギーを外部から受けるため、省エネ等で削減できる割合も３０％少なくなることが適正に反映されていない。直近の対策実施状況や設備保有状況等をもとに削減率緩和２％と決めているとのことだが、第１計画期間の削減義務率６％（緩和割合１／４）、第２計画期間の削減義務率１５％（緩和割合２／１７）、第３計画期間の削減義務率２５％（緩和割合２／２７）と計画期間の経過と共に緩和割合が小さくなっており、２％を継続する正当な根拠が示されていない。	
6	電気事業法第２７条の使用制限緩和対象事業所に、現行制度で対象となっている「情報処理システムに係る需要設備を有する需要設備」を、引き続き緩和対象として存続させるべきと考えます。 第２計画期間の検討において、電気事業法２７条の使用制限にて制限緩和が認められた用途については、「その特徴を考慮し検討を行ったところ、一部の対策による削減効果が限定的と捉えるほうが、より適切であると考えました。」との検討結果が示されています。また、この状況は現在においても、同様であると考えています。サーバの集約化によって社会全体のCO2削減への貢献は重要な取り組みでありますので、引き続き緩和対象としていただきたいと思います。	2011年度に実施された電気事業法第２７条の使用制限は、需要側での使用最大電力削減の順守を主目的とした罰則付きの制度です（前年夏比一律１５％削減）。また、ピーク電力削減の困難性等の観点から緩和措置も取られました（一律１５％の削減率を０～１０％程度等に緩和（削減率が０％に緩和された事業所は、実質的には、使用最大電力の１５％削減は不要））。 第２計画期間の削減義務率は２０１３年に検討・策定したのですが、その検討段階で、第１計画期間の最初の３か年（2010-2012年度）における対象事業所の削減対策の状況等を分析した際に、2011年度に実施された電気事業法第２７条の使用制限の影響等についても検討いたしました。そこで、都としては、使用最大電力の削減率が０％又は５％に緩和された事業所については、2011年度には一部の省エネ対策の計画的な実施が比較的困難であると社会的にも配慮されたと捉えることが適切と考えました。（なお、使用最大電力の削減（１５％削減）が義務付けられた時間が長時間（東電管内は９：００～２０：００）に及んだことから、実質的には、全ての事業者に省エネ対策が求められたものであったとも解釈）
7	「電気事業法第２７条の使用制限の緩和対象事業所に対する削減義務率の緩和」を実施しないということだが、削減義務率が第２計画期間の１７％から第３計画期間は２７％と１０％も増える状況で、電気事業法２７条による義務率緩和がない、第１計画期間のクレジットを持ち越せないとなると削減目標達成が厳しくなる事業所が多くなると思われるのでこの部分に関して再度検討して頂きたい。	[次ページに続く。]

No.	意見	都の考え方
		こうしたことを踏まえて、使用制限の程度（削減率）が0 % 又は5 %に緩和された事業所の一部に対しては、2015 年度からの第2計画期間（「より大幅な削減を定着・展開する期間」として第1計画期間の削減義務率より9ポイント上昇）での特別な配慮（限定的な対応）として、削減義務率を緩和することとしたものです。 パブリックコメントで示したように、使用制限の緩和を受けていた時点から10年以上が経過する第3計画期間において実施しないことが妥当であると考えております。
8	本事業所は電気事業法27条の使用制限の緩和対象となる医療施設がありましたが、同じ事業所内に緩和対象外の施設もあったため、緩和対象事業者ではありませんでした。そのため、第2計画期間は本制度の緩和対象事業所になっておりません。第3計画期間は、医療施設以外の用途が含まれた事業所も緩和対象事業者となるようご配慮をお願いします。	第3計画期間における医療施設に対する激変緩和措置は、人の生命又は身体 の安全確保に特に不可欠な医療施設が、第2計画期間に削減義務率の緩和を受けていること等も踏まえ、第2計画期間から第3計画期間にわたる激変緩和措置として一定の配慮が必要であると考え、提示したものです。 したがって、本措置の対象となる事業所は、第2計画期間と同様に、医療施設が主な用途（事業所全体の1/2以上）である事業所を対象にすることが妥当であると考えます。
9	医療以外の用途が含まれている事業所は、医療の用途のみ削減義務率が2%減少するのでしょうか。もしくは、事業所全ての用途に対して2%減少するのでしょうか。	本制度では、複数用途で構成される事業所であっても、一事業所には単一の削減義務率が適用され、一事業所の中で用途ごとに削減義務率が変わるものではありません。 したがって、原案の激変緩和措置は、事業所全体に適用される単一の削減義務率を2%減ずることになります。
10	制度登録上の「医療」の面積、あるいは入院施設（老人ホーム等の施設含む）に該当する面積が全体の半分以上であれば、削減義務の対象から外す（報告は残し中小事業者と同じ扱いにする）。 <理由> 条例第1条『この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定める（中略）等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。』 医療の高度化、あるいは温暖化に伴い施設の消費エネルギーは増大し、入院患者が生活する場としてこれらのエネルギー使用の制限は非常に難しい。また、排出量削減、取引など制度への知識・志向も一般企業よりも乏しい。これらにより、削減義務強化に対する病院の取る対応として、「室内温度設定の強化、サービスを限定する（特にMRI等エネルギー多消費設備を減らす）。あるいは会社から削減量等を"比較的高額で"購入し、経営が悪化する」といったことが考えられ、これらは「都民の健康的な生活」にとって不利益となるため、条例の趣旨に反すると考えられる。 案では削減義務率を2%軽減とされているが、中小事業所は制度対応の体力が不十分などという理由で免除されていることからすると、平等性に疑問を感じる。また、今後これらの医療系施設の都内設置、拡充をためらわせることにもなると考えられる。	第3計画期間が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えております。 人の生命又は身体 の安全確保に特に不可欠な医療施設（いわゆる病院等）については、他事業所同様に一定の省エネ余地はあるものの、当該事業所が第2計画期間に削減義務率の緩和を受けていること等も踏まえ、第2計画期間から第3計画期間にわたる激変緩和措置として、一定の配慮が必要であると考え、第3計画期間に限り、削減義務率を2%減ずることを提示したものであり、原案が妥当であると考えます。

(3) 稼働率増加への対応について

No.	意見	都の考え方
1	東京オリンピック・パラリンピック等に向けて稼働率増加が見込まれるホテルの割合が高い複合用途ビルについて、宿泊事業者の省エネの努力が反映され、単なる総量規制とならないよう、新たな削減緩和策を設けるべきである（緩和する措置を講じていただきたい）。 【計 4 件同意見あり】 <理由> ・東京オリンピック・パラリンピック等によるホテル稼働率増加により、オーナー努力にかかわらず、大幅な排出量増加が見込まれるため、対応策が必要である。また、ホテルのサービス低下にも繋がりがかねない。 ・複合ビルのうち、ホテルが入居している事業所においては、2020 年を控えたインバウンドの増加により稼働率が上昇しており、今後も高止まりすることが予想されていることから、オーナーの努力にかかわらず大幅な排出量の増加が見込まれるため、一定規模以上の割合をホテルが占める複合ビルの場合には、削減義務率等の緩和措置が必要である。 ・第 3 期に当たる 2020 年はオリンピック・パラリンピックの開催年であり、訪日外国人旅行者数も更なる増加が見込まれている。また、政府は 2030 年に 4000 万人、2040 年には 6000 万人に訪日外国人旅行者を増やすことを目標としており、今後、宿泊施設の稼働率は高稼働で推移することが予想される。利用人数が増えれば温室効果ガスの排出総量は必然的に高くなり、省エネの努力が数字に反映しづらくなるため。 ・有識者検討会において点検表により省エネ余地を検証しているとのことであるが、事務局による説明によると「平均値」を使っており、これでは相当数の事業者には達成困難となる。また、実態は、バックキャストによる設定削減率を追認する作業という性格が強く、実現可能性の検証がされていない。	都は 2007 年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低 CO2 型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008 年度に条例により CO2 排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 本制度は、単年度ごとではなく、各期 5 年間で義務達成を目指すことができる仕組みであり、一時的な稼働率の変動（増減）がある場合にも、5 年間で計画的な省エネ対策の実施や低炭素電力の調達、前期からのバンキングや排出量取引を活用いただくことで、義務達成を目指していただけるものと考えており、原案でお願いしたいと考えます。

(4) テナント対策について

No.	意見	都の考え方
1	削減義務率の履行に向けて、テナント削減努力を促すための支援措置を創設すべきである。 【計 7 件同意見あり】 <理由> ・テナントが入居するビルの総量削減については、オーナーはもちろんのこと、エネルギー使用量の過半に関わっているテナントの協力が不可欠であり、テナントあて努力義務だけでは不十分である。事業者にのみ排出権取引といった支出を伴う義務履行を与えるのでは本質的なエネルギー使用量の削減は進まない。 ・テナントビルに於いては、CO₂ 排出量の過半がテナントの使用によるものであり、事業所全体の省エネはテナントに依存している割合が多い。テナントとの連携により一定の省エネ協力は得られてはいるが、テナントの努力義務だけでは限界があり、省エネに対する協力状況はテナント毎に大きく異なっている。事業所全体での削減を進めるためには、テナントの削減努力を促す支援措置を創設すべきである。	制度導入時に寄せられた「テナントが入居する事業所において排出量削減を実現するためには、オーナーとテナントの協力関係が不可欠である」との事業所の皆様からの御意見も踏まえ、全てのテナント事業者に対し、オーナーの省エネ対策に協力する義務を、特定テナント等事業者※には、削減対策に関する計画書（特定テナント等地球温暖化対策計画書）の作成・提出を義務付けています。 さらに、2014 年度からは特定テナント等事業者における省エネ対策の取組を評価・公表する仕組みを開始し、テナント事業者の更なる削減の実現を目指してきました。本仕組みの開始以降、評価が優良な特定テナント等事業者の割合は増えており、省エネに向けた取組は着実に進捗していると考えております。 今後もテナント事業者の皆様の省エネ対策を継続して推進するため、評価項目（テナント点検表）について、取組実態等を反映した見直しを検討し、事業者の皆様の御協力をいただきながら、テナントビルにおける削減対策を進めてまいります。 また、特定テナント等事業者の皆様の優良な取組について、省エネセミナー等を通して、他のテナント事業者へ展開する取組も継続してまいります。 ※ 使用床面積が 5,000 m²以上又は年間電力使用量 600 万 kW 以上のテナント事業者

(5) その他

No.	意見	都の考え方
1	中小企業等が 1 / 2 以上を所有する大規模事業所について、第 3 計画期間においても削減義務の対象外とすることに賛同する。 <理由> 都内中小企業は人出不足や海外との競争により、引き続き楽観視できない事業環境におかれている。財務基盤も大企業に比べて盤石ではないため、削減義務の対象外とすることは妥当である。	本制度では、大幅削減を定着・展開する期間である第 2 計画期間から、資金基盤等が弱い中小企業等が 1/2 以上所有する大規模事業所は、削減義務の対象外とする対応を行っているものであり、御意見のとおり、現行の取扱いを継続することは妥当であると考えます。
2	工場の削減義務率が 15%から 25%に大幅に増加されています。工場では生産量によってエネルギー使用量・CO₂ 排出量が増減します。工場の現有設備をフルに活用して操業度を上げることが事業活動における理想であり、CO₂ 原単位は改善されることにつながりますが、CO₂ 排出量は当然のごとく増加します。すなわち、排出総量の削減義務率を増加されることは事業活動を著しく困難にします。工場等の区分Ⅱについては、たとえば CO₂ 原単位の改善義務率などの設定に変更されることを希望いたします。	本制度は、大規模事業所における CO₂ 排出量の確実な削減を目指し、総量削減を義務付ける制度として導入したものです。 また、本制度は、単年度ごとではなく、各期 5 年間で義務達成を目指すことができる仕組みであり、一時的な稼働率の変動（増減）がある場合にも、5 年間で計画的な省エネ対策の実施や低炭素電力の調達、前期からのバンキングや排出量取引を活用いただくことで、義務達成を目指していただけるものと考えております。 なお、工場においては、制度導入時より、生産量の増加に伴う生産設備の増加分が一定規模以上の場合、その増加分を基準排出量に反映することができる仕組みにしており、第 3 計画期間も継続いたします。

No.	意見	都の考え方
3	複合用途事業所に入居しているデータセンター（24 時間稼働）の電力使用量や店舗のガス使用量は全体の数 10% 占める場合があります。これらの複合用途事業所と事務所用途の事業所が一律の削減義務率では、複合用途建物の方が削減義務を多く強いられてしまいます。複合用途の事業所がトップレベル事業所等認定以外で削減義務率を減らすことができる措置・緩和があればその措置・緩和方法を、“ない場合”はその理由をご教示ください。	削減義務率は、地域冷暖房等の熱を多く利用している熱源設備が無い（少ない）事業所（区分Ⅰ－２）及び汎用設備以外の設備が事業所全体のエネルギー消費量の大半を占める工場等（区分Ⅱ）について、その特性を踏まえ、その他のオフィスビル等（区分Ⅰ－１）とは別に分類して設定しております。 また、基準排出量は、事業所の過去の排出量を用いるほか、事務所や情報通信、商業等の用途別に設定した排出標準原単位を用いて設定することができるものであり、複合用途の事業所の特性を踏まえて設定するものです。 さらに、一定規模以上、用途が変更となった場合には、その影響を基準排出量に反映する仕組みもあります。

3 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い（新規事業所の取扱い）（19 件）

（１）基準排出量について

No.	意見	都の考え方
1	「第 3 計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所」の基準排出量の設定について、今回提示案のとおり、第 1・第 2 計画期間と同様に「過去の排出実績」に基づく方法と「排出標準原単位」に基づく方法のいずれかを選択できるようにすべきである。 【計 5 件同意見あり】 ＜理由＞ 最新ビルの削減余地が既存ビルと比較して少ないことに配慮すべきである。	第 3 計画期間の新規事業所についても、第 1、第 2 計画期間と同様に、既存事業所と比較して、省エネ設備等が導入されている事業所が多いことから、基準排出量は「過去の排出実績に基づく方法」に加え、「排出標準原単位（2005～2007 年度排出量ベース）に基づく方法」により設定可能とすることを提示したものであり、御意見のとおり、原案が妥当であると考えます。
2	「排出標準原単位」を用途だけでなく建物の高さにも応じた算出方法にすべきである。 ＜理由＞ 低層より高層の方が搬送動力にかかるエネルギー使用量が多い。	制度導入時より、排出標準原単位は業種の特性を考慮して、用途区分ごとに大規模事業所の過去の排出実績から設定した値であり、各用途における様々な高さの事業所の排出量が反映されたものです。 また、新規事業所においても過去の排出実績を用いることで、建物の高さ等、個々の事業所の特性に応じた基準排出量を設定できると考えます。 以上のことから、原案が妥当であると考えます。

（２）削減義務率について

No.	意見	都の考え方
1	「第 3 計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所」及び「第 1・第 2 計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所」に対して、今回提示案のとおり、段階的削減義務率を設定すべきである。 【計 5 件同意見あり】 ＜理由＞ 最新ビルの削減余地が既存ビルと比較して少ないことに配慮し、経過措置を設けるべきである。	第 3 計画期間の新規事業所についても、第 1、第 2 計画期間と同様に、既存事業所と比較して、省エネ設備等が導入されている事業所が多いことから、削減義務率を段階的に適用することを提示したものであり、御意見のとおり、原案が妥当であると考えます。
2	第 3 計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所については、提示案による「原則、第 2 計画期間の削減義務率（17%又は 15%）」ではなく、「第 1 計画期間の削減義務率（8%又は 6%）」を第 3 計画期間の初年度から通期で適用すべきである（経過措置期間を 5 年間確保すべきである）。 【計 7 件同意見あり】	既存事業所には、都の 2030 年目標の達成に向けた削減義務率として、27%又は 25%を適用する中、新規事業所には、排出標準原単位（2005～2007 年度排出量ベース）での基準排出量の設定も可能とした上で、削減義務率を緩和し、原則、第 2 計画期間の 17%又は 15%を適用するものです。

No.	意見	都の考え方
	＜理由＞ ・初年度より 17%もの削減義務を負うのは大変大きな負担であり、到底運用では達成できない数字である。 ・今回提示された原則論（3期新規は17%）により、最終年度 2024 年度に突如に義務率が 17%となり歪な状況になる。さらに第 4 期は触れられていないが、原則論を厳密に適用されてしまうと、第 4 期から新規となる事業所は 35%もの義務率を初年度から課されることにもなり兼ねないことが危惧される。 ・最新ビルの削減余地が既存ビルと比較して少ないことに配慮すべきである。 ・新たに対象となった事業所は、既に最新の省エネ設備が導入されているため大幅な削減は望めない。 ・開発期間は大規模となるほど長期に及ぶものです。現在では高効率設備が一般化しており、制度を意識した開発を行わなくても、第 1 期の義務率程度であれば達成可能な場合もあると考えます。しかし、第 2 期以降の義務率ともなると、削減義務を見据えた開発を行わなければ義務達成は困難です。また、竣工後数年で設備を更新することは経営・環境の両側面で非効率です。 ・削減計画は現在の経過措置期間が継続するものという見通しのもと策定しております。当社が所有する事業所では、制度施行当初から LED 照明等の高効率機器の導入を進め、削減義務率を大幅に上回る削減を達成しております。今後の省エネ対策は LED 照明の更新のように比較的短期に行えるものは少なく、省エネ調査から検討・実施までには複数年度に及ぶものが増えるものと想定しております。 ・第三計画期間に竣工する新規データセンターは、最新の省エネ性能を備えた空調設備や LED などを用いた仕様で竣工させるため、竣工後に排出量削減を行うためには、再生可能エネルギーによる電力調達が必要となります。しかしながら、第三計画期間では新規データセンターの電力需要を満たす再生可能エネルギー電力の供給量はほとんどないと見込まれます。そのため、都の改定案では、新規データセンターに対する削減義務率 8%/6%の適用期間について 4 年に短縮された計画となっておりますが、第二計画期間と同じく、5 年として頂きたい、お願い致します。	一方で、事業所の新築においては、設計から竣工まで、一定期間、時間を要することも踏まえ、第 1 計画期間の削減義務率である 8%又は 6%を適用する経過措置期間が必要であると考えたものです。 当初から高効率設備を導入している新築の事業所であっても、事業開始後の実際の負荷等に合わせて適切な機器運転を行うことで、追加の削減も可能と考えます。 また、最新の省エネ設備の導入に加え、運用対策の実施等を行っている事業所では、トップレベル事業所認定の仕組みを活用することにより、削減義務率の減少を受けることも可能です。 以上のことから、原案が妥当であると考えます。 なお、第 4 計画期間の削減義務率や新規事業所の取扱いにつきましては、第 4 計画期間開始前に検討の上、決定いたします。
3	経過措置として、一定期間削減義務率を緩和することは、現実的な対応として望ましいと考えるが、第 3 計画期間の中でも遅い年度に新たに削減義務対象となった事業所程、極端に経過措置期間を短縮し削減義務が強化される傾向に見受けられる。第 1 及び第 2 計画期間の途中から削減義務対象となった事業所に対する経過措置も含め、経過措置期間の短縮の度合いを緩やかに定める等、新たに削減義務対象となった年度毎で、不公平感のないように配慮していただくのが望ましいと考える。	
4	当社が運営する削減義務の対象となる事業所（熱供給施設）は、過去の排出実績に基づく方法で基準排出量を決定しております。2015 年度より新規事業所として削減義務の対象となり現在は 8%の削減義務率が発生しております。 （実際にはトップレベル事業所の認定を受けているため 4%） [次ページに続く。]	

No.	意見	都の考え方
	現在でも継続的な省エネ運用や改善ならびにトップレベル事業所認定の継続に向けて取り組んでおりますが、高効率熱源機を備えた当事業所は都内でもトップレベルのプラントエネルギー効率（2018 年受入熱量に適用できる排出係数 0.037t-CO₂/GJ）を達成しており、運用面だけでは今後大幅に削減することが難しい状況にあります。現在のプラント設備の減価償却が終了するのが 2029 年頃であり、機器の更新や改修による大幅な削減は当面見込めません。（新規施設建設時、より省エネ性の高い機器を導入すると将来的に不利になり、より省エネ性が高い機器の採用の妨げとなる可能性もございます。） 現在はこれまでの継続的な省エネ運用や改善、需要家の受入熱量減少の影響などもあり、基準排出量に対して 20%以上の削減を達成しておりますが、将来的に削減義務率が 27%適用やそれ以上の削減義務率適用となった場合、その時のトップレベル事業所制度の状況にもよりますが、運用だけで削減義務率を達成するには厳しい状況となることが予想されます。 設備更新時期をまだ迎えない新規事業所の中で、省エネ性の高い施設かつ運用による継続的な削減やトップレベル事業所認定を継続的に行うなど削減に継続的に努力している事業所などにつきましては、一定の削減義務率緩和措置などの制度拡充をお願いしたい。	
5	第 3 計画期間の途中から対象となる事業所に対する削減義務率の経過措置について、2024 年度から第 1 計画期間の義務率の適用が一斉になくなる点は唐突感があり、新たに対象となる事業所に大きな影響がある。都内の産業発展を妨げないための配慮が必要である。制度対象事業所に対して今後丁寧な説明が必要である。 ＜理由＞ ・第 1・第 2 計画期間における経過措置と第 3 計画期間の措置は異なり、本制度において、対象事業所の混乱を招かないようにしなければならない。 ・新たに対象となる事業所では、業務拡大やテナントの国際化等の業容・経営拡大により排出量が増えていることが想定される。 ・事業所の事業計画の立案の際には、商品・サービスの市場動向に加え、国・都の政策動向について、中・長期の見通しが必要であり、本制度の先行きが不明確なままでは、投資を躊躇わせる懸念がある。	新規事業所の削減義務率の考え方については、本事項「（2）削減義務率について」No. 1～4 の御意見に対する都の考え方のとおり、原案が妥当であると考えます。 また、第 3 計画期間の新規事業所に適用する削減義務率については、改正事項が決定次第、速やかに説明会等により、対象事業所の皆様へ丁寧に説明してまいります。

No.	意見	都の考え方
6	2024 年度以降、即ち第 4 計画期間の経過措置について、産業発展等事業所への影響の大きさを鑑み、少なくとも複数年度の緩和措置を設ける等の見通し・方針を早期に示すべきである（今回案のように期間変更する場合は、早期にお示しいただきたい）。 【計 2 件同意見あり】 ＜理由＞ ・第 1・第 2 計画期間における経過措置と第 3 計画期間の措置は異なり、本制度において、対象事業所の混乱を招かないようにしなければならない。 ・新たに対象となる事業所では、業務拡大やテナントの国際化等の業容・経営拡大により排出量が増えていることが想定される。 ・事業所の事業計画の立案の際には、商品・サービスの市場動向に加え、国・都の政策動向について、中・長期の見通しが必要であり、本制度の先行きが不明確なままでは、投資を躊躇わせる懸念がある。 ・開発期間は大規模となるほど長期に及ぶものです。現在では高効率設備が一般化しており、制度を意識した開発を行わなくても、第 1 期の義務率程度であれば達成可能な場合もあると考えます。しかし、第 2 期以降の義務率ともなると、削減義務を見据えた開発を行わなければ義務達成は困難です。また、竣工後数年で設備を更新することは経営・環境の両側面で非効率です。 ・削減計画は現在の経過措置期間が継続するものという見通しのもと策定しております。当社が所有する事業所では、制度施行当初から LED 照明等の高効率機器の導入を進め、削減義務率を大幅に上回る削減を達成しております。今後の省エネ対策は LED 照明の更新のように比較的短期に行えるものは少なく、省エネ調査から検討・実施までには複数年度に及ぶものが増えるものと想定しております。	第 4 計画期間の削減義務率や新規事業所の取扱いにつきましては、第 4 計画期間開始前に検討の上、決定いたしますが、早期に提示できるよう、努めてまいります。

4 トップレベル事業所認定の仕組み（14 件）（非公表希望：1 件）

（1）削減義務率の減少について

No.	意見	都の考え方
1	現行の削減義務率減少制度に加え、削減余地が極めて少ないと認定されたビルを対象として、削減義務率をゼロとする制度を創設すべきである。 【計 4 件同意見あり】 <理由> ZEB ready 等削減余地が極めて少ないと認定されたビルにインセンティブを付与すべきである。	トップレベル事業所の皆様には、地球温暖化対策を牽引する先進的な取組等により、他の事業所と同様に大幅削減を進めていただき、心より感謝申し上げます。第三期が始まる 2020 年度以降の制度は、「都の 2030 年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであり、トップレベル事業所の皆様におきましても、省エネの継続と再エネ利用拡大（低炭素電力の選択等）により、更なる削減を目指していただきたいと考えております。 なお、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法については、別途改めて検討してまいります。
2	認定維持期間に応じ、義務緩和率が増加する制度を検討いただきたい。（例：トップレベル事業所を 2 期にわたり維持した場合、義務率を 1 / 4 に緩和 など） <理由> トップレベル事業所の認定維持は、検証等のコストや資料作成等の負担が非常に大きく、長期間認定を維持することは事業者・管理者共に大変な苦勞があります。公表情報によると、再認定を受けなかった事業所は複数あり、認定におけるインセンティブが認定取得に見合わないと考えた事業者が複数いたことも伺えます。長期認定維持に関するインセンティブの検討をお願いいたします。	トップレベル事業所認定の仕組みは、大規模事業所における地球温暖化対策を牽引する先進的なモデルを作り出すことも制度のねらいの一つとしており、継続して認定を取得いただいている事業所の皆様には、心より感謝申し上げます。 一方で、本仕組みは、当該計画期間において、現時点で実用段階にある最高水準の効率の設備導入やきめ細かい運用等を評価する基準として、設定した認定基準に適合すると知事が認めたとき、削減義務率を地球温暖化の対策の推進の程度に応じて減少する仕組みで、認定の有効期間は、原則、認定年度から当該年度が属する削減義務期間の終了年度までとなります。 したがって、原案が妥当であると考えます。

(2) 手続の簡素化、負担軽減等について

No.	意見	都の考え方
1	現在のトップレベル認定は作業量が膨大で、それに伴う高額なコストを強いるものとなっており、削減義務率の緩和分に見合ったものとなっていない。大幅な作業量の削減に加え削減義務免除等のインセンティブが必要である。	本仕組みは、削減義務率の減少という大きなインセンティブを与えるものであり、きめ細かく評価項目を規定するとともに、評価項目への適合を正確に審査するため、様々な根拠資料の作成や提示をお願いしています。これまでも負担軽減に関する御意見をいただき、手続の簡素化等を行ってまいりました。第3計画期間に向けて、審査結果に影響ない範囲において、提出書類や様式の簡素化等、見直しを進めてまいります。
2	事業者の努力が正しく評価できるよう制度の改善を図っていただきたい。また、認定基準が煩雑で極めて申請コストが高いため、簡素化や低廉化を図るべきである（事業者の声を踏まえた負担軽減策が必要である）。 【計5件同意見あり】 ＜理由＞ ・トップレベル認定に要する作業量、費用が膨大なものとなっていることが制度の根本的な問題である。 ・認定取得には、ガイドラインの下で所有設備について評価を行い、第三者機関の検証を受けて申請することが必要。事業所に大きな事務的・経済的負担がかかっている。	トップレベル事業所の認定では、設計思想だけでなく、環境性能を正しく引き出す運用等についても評価の対象としております。環境認証制度にはそれぞれの制度目的があり、単純に本認定基準に引用、評価できない事情がございますが、第3計画期間において、他の環境認証を取得している場合に加点を付与する等の評価項目の新設を検討してまいります。
3	認定基準の見直しについては、事業所の実態を十分に踏まえた上で、取り組み意欲を喚起するような基準設定とすべきである。 ＜理由＞ 既存事業所からは、現行制度でも既に基準が高すぎるとの指摘がある。過度に高い認定基準となれば、事業所の取り組み意欲を減退させる懸念がある。	第3計画期間の認定基準の見直しにつきましては、これまでの制度運用の中でいただいた御意見等に加え、今回いただいた御意見も踏まえて検討してまいります。改訂後のガイドラインにつきましては、決定次第、速やかに公表いたします。
4	環境認証（例えば、CASBEE、LEED、DBJ Green Building 認証等）をトップレベル認定においても評価の要素となるよう措置すべきである。 【計5件同意見あり】	トップレベル事業所認定の仕組みでは、他の環境認証と異なり、設計思想だけでなく、環境性能を正しく引き出す運用等についても審査の対象としております。御意見の例にあるそれぞれの環境認証制度にはそれぞれの制度目的があるため、本制度において、単純に引用、評価できない事情が存在します。「評価の要素とすべき」との今回の御意見につきましては、第3計画期間に向けて、他の環境認証を取得している場合に加点を付与する等の評価項目の新設を検討いたします。
5	ハード評価と運用評価の分離や建築物環境計画書制度との連携も措置するべきである。	いただいた御意見も踏まえ、審査結果に影響を与えない範囲において、検討してまいります。

(3) その他

No.	意見	都の考え方
1	トップレベル事業所の認定基準変更を行う際の公表時期について検討いただきたい。 ＜理由＞ 当社は区分Ⅰのトップレベル事業所を複数所有しており、ガイドラインに沿った運営管理を日々心掛けております。運用方針の変更や設備導入はすぐ対応できるものではなく、事前調査から実施に至るまでには複数年度に及ぶ場合があります。また、トップレベル事業所認定を見据えて開発を行っている開発案件において、施工段階や竣工直後の設備変更は経営を逼迫するものであり、非常に困難です。	第3計画期間の認定基準の見直しにつきましては、これまでの制度運用の中でいただいた御意見等に加え、今回いただいた御要望も踏まえて検討してまいります。改訂後のガイドラインにつきましては、決定次第速やかに公表いたしますとともに、かかる公表時期を考慮した措置を検討いたします。

6 低炭素電力の選択の仕組み等（14 件）（非公表希望：1 件）

（1）低炭素電力の選択の仕組み全般について

No.	意見	都の考え方
1	低炭素電力の選択促進の仕組みを、第 3 計画期間においても継続することに賛同する。	御意見のとおり、対象事業所の「低炭素電力」の選択行動を促進する観点から、第 3 計画期間においても、第 2 計画期間と同様の取扱いで継続してまいります。

（2）低炭素（高炭素）電力と位置付ける対象（認定基準）、削減量の算定方法等について

No.	意見	都の考え方
1	低炭素電力の要件として「0.4t-CO ₂ /千 kWh」としているが、電気事業低炭素社会協議会が自らの目標として、2030 年に「0.37t-CO ₂ /千 kWh」を目指すとしているところから、特にインセンティブ付与として削減量の追加が可能となっているのであるから、2030 年に向かった低炭素電力の仕組みはこれにそえるべきではないか。	御意見のとおり、第 3 計画期間の「低炭素電力」は、国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界 2030 年の自主目標値を踏まえ、CO ₂ 排出係数が 0.37（t-CO ₂ /千 kWh）以下（都内に供給する電力全体の排出係数）とすることが妥当であると考えております。
2	第二計画期間の低炭素電力の認定の条件である再エネ導入率における再生可能エネルギーには、水力発電は 3 万 kW 以下となっており、3 万 kW 以上の水力発電は除外されている。一方、エネルギー供給構造高度化法や再生可能エネルギー特別措置法においては、すべての水力発電が再生可能エネルギー電気と定義されている。当然、再エネ指定非化石証書（本制度第三計画期間で活用可能）においても大型水力が含まれる見込みである。よって、第三計画期間の再エネ電源割合算定ルールにおける水力発電の上限を撤廃し、国際的な再生可能エネルギー定義と整合を取るべき。	本仕組みは、再生可能エネルギーの利用を喚起し、新たな再エネ電源の創出を促すことを目的としており、再エネ電源割合の評価に当たっては、検討会における委員からの御意見も踏まえ、今後導入が見込まれる電源を対象とすることが妥当であると考えております。 なお、再エネ電源割合の評価の対象外となる再エネ電源についても、排出係数算定上においては評価されます。
3	本制度において、低炭素電力の認定条件となる CO ₂ 排出係数は基礎排出係数が調整後排出係数のどちらかが達成できていれば認定される。一方、「電力の小売営業指針」に明記されているとおり、基礎排出係数で CO ₂ ゼロとして算定される FIT 電気は環境価値を持たず、調整後排出係数算定では全電源平均係数で加算される。「電力の小売営業指針」においても、消費者への誤認を避けるために、電源構成の開示と併せて「調整後排出係数」を記載することが望ましいとされている。よって、「低炭素電力」の認定条件である CO ₂ 排出係数の算定は、調整後排出係数による算定方法に限定するべき。	本仕組みは、再生可能エネルギーの利用を喚起し、新たな再エネ電源の創出を促すことを目的としております。 このため、現行の仕組み（第 2 計画期間）では、電源重視の考え方から、基礎排出係数を用いて FIT 電気も再エネ電源として評価しており、第 3 計画期間においては、この考えを踏襲しつつ、昨今の環境価値利用等における電力選択の多様化への対応として、新たに調整後排出係数を評価に加える案を提示しております。
4	再エネ電源割合ボーナス算定については、「環境価値を有する再エネ電源」に限定するべき。「電力の小売営業指針」に明記されているとおり、FIT 電気は環境価値を持たず、再エネ指定非化石証書の使用によって、再エネとしての環境価値の訴求が認められる。本制度では「FIT 電源 100%のみの電力」と「FIT 電源 100%+100%分の再エネ指定非化石証書購入の電力」の両方が再エネ率 100%と扱われ、後者の「追加的努力により再エネ価値を取り戻した低炭素電力」を購入した大規模事業者の行動が適切に評価されていない。よって、基礎排出係数で算定する場合の FIT 電源は「再エネ指定非化石価値証書で再エネ価値を取り戻した場合」のみ再エネ電源割合に加え、調整後排出係数で算定する場合にも、「再エネ指定非化石証書で再エネ価値を有する FIT 電源」は再エネ電源割合に加えるべき。	電氣事業を取り巻く需給両面の変化を踏まえ、本仕組みの目的である再エネ利用の喚起・新たな再エネ電源の創出に向けては、原案が妥当であると考えます。

No.	意見	都の考え方
5	「低炭素電力」として位置づけられる対象として、非化石価値証書を活用した電力が追加されることについては、現状、再生可能エネルギー電力調達の選択肢が極めて少ないことを考慮すると、容認せざるを得ないと考えられる。ただし、非化石価値証書は、現時点では、電源の種類や持続可能性等について確認ができず、企業にとっても活用が難しい選択肢である。将来的にもこの状態が続くことは望ましくないため、改善を求めていることを明確にするべきである。そのため、一定の猶予期間を過ぎた後は、電源の種類や持続可能性等について確認できることを条件としてはどうか。	非化石価値証書の取扱いについては、今後、電源種別の情報等が証明できるようになった際に、今回いただいた御意見や国の議論等を踏まえ、電源の種類や持続可能性等について確認できることを条件にすることを検討してまいります。
6	低炭素電力の選択を促す仕組みだけでなく、高炭素電力の選択を回避させる仕組みもあわせて必要である。目下、多数の石炭火力発電所の建設が進み、このままでは、全体としての CO2 排出係数が悪化しかねない状況にある。低炭素電力の仕組みだけでは、パリ協定と完全に逆行する石炭火力の開発と利用を抑制するため、高炭素電力の利用によるペナルティを導入することが必要である。なお高炭素電力とは、0.71t-CO2/千 kWh と定められているとのことだが、全電源でこのような高炭素の事業者は実際にはほとんどなく、石炭火力を選択しないという判断にはつながらない。これを 0.6t-CO2/千 kWh 程度に見直して、ペナルティ導入などを検討するべきではないか。	高炭素電力の要件は、第 2 計画期間から、石炭火力発電の中でも最も高効率な IGCC（石炭ガス複合発電（排出係数 0.71（t-CO2/千 kWh）程度））も該当するレベルに設定しています。 現在の IGCC の水準も同程度であるため、高炭素電力の取扱いは原案が妥当であると考えます。 なお、電力全面自由化以降、0.70（t-CO2/千 kWh）を超える事業者も存在している状況です。

（３）その他

No.	意見	都の考え方
1	2020 年度以降のキャップ＆トレード制度の方向性として、省エネルギー対策への取組の継続に加えて、再生可能エネルギーの利用拡大を推進していく方針に賛同いたします。引き続き、エネルギー使用量削減とセットで評価できるような制度の運用を要望いたします。 低炭素電源の選択により、エネルギー使用量が増加しても省 CO2 と評価されてしまうケースも発生すると考えられ、この場合では、低炭素電源が選択できなくなったり、制度が変更になった場合に、排出量の極端な増加が避けられません。脱炭素化に向けた道半ばの現時点においては、使用段階におけるエネルギー使用量を削減していくことを大前提とすることで電源に関わらず CO2 排出量を削減できると考えます。	御意見のとおり、CO2 排出量の削減には、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化（再エネ）が重要です。 第 3 計画期間が始まる 2020 年度以降の制度は、「都の 2030 年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えます。 これまで実施されてきた省エネ対策を更に推進していただくことに加え、パリ協定を踏まえた「脱炭素」の動きを捉え、RE100 等、再エネ利用を進めていく事業所の皆様の取組を評価することが、再エネ利用拡大にもつながるものと考え、低炭素電力選択の仕組みの拡充を提示したものです。
2	低炭素電力認定事業者の公表時期を早めていただきたい。 ＜理由＞ 第 3 期以降、低炭素認定事業者及び認定電力メニュー等、事業者における選択肢が増えることが想定されます。現制度においては例年 2 月中旬に翌年度の認定事業者が公表されておりましたが、電力切り替えには 3 カ月以上の期間を要しますので、4 月の契約に間に合いません。	低炭素電力事業者の認定・公表の時期については、御意見のとおり、事業所の皆様が電力選択を検討する期間を十分に確保する観点から、可能な限り早期に認定・公表を行えるよう努めてまいります。

No.	意見	都の考え方
3	都においては、電気事業者等の認定を速やかに行い、認定事業者の一覧や本制度の詳細を早期に周知するべきである。 ＜理由＞ 電力選択の際に事業者が重要視するのは、電力の価格と質であり、事業者の選択肢と検討時間が十分に確保されなければならない。	低炭素電力事業者の認定・公表の時期については、本事項「（３）その他」No.2 の御意見に対する都の考え方のとおりです。 また、仕組みの詳細についても、事業所の皆様に理解いただきやすい方法を検討し、制度説明会等において速やかに周知してまいります。
4	認定事業者の一覧や本制度の詳細の周知にあたっては、認定事業者の排出係数や再エネ導入率を知らせるだけではなく、例えば事業所が自社の使用量と認定事業者の情報（排出係数等）をもとに、削減量の算定結果をシミュレーションできる資料を用意する等、事業所の理解を促進する工夫を行われたい。 ＜理由＞ 電力選択の際に事業者が重要視するのは、電力の価格と質であり、事業者の選択肢と検討時間が十分に確保されなければならない。	御意見を踏まえ、事業所の皆様が本仕組みの活用を検討いただくための削減量シミュレーションツールを新たに作成する等、本仕組みについて御理解いただけるよう努めてまいります。
5	昼夜問わず電力を多量に使用する事業者は低炭素電力への切替がコスト的に難しいのが現状である。省エネ機器の導入等を実施しても最低限使用する電力量が一般の事務所とは異なる為、負担が大きい。国や東京都が低炭素電力の導入を推進していることは理解しているが、コスト面での何らかの補助が無ければ切替が進められない為、多量に電力を使用する事業者は低炭素電力によるインセンティブを受けにくく、かつ、非常に厳しい削減義務率を課されることとなる。	低炭素電力は電力供給事業者ごとに電源構成等（排出係数、再エネ割合等）が異なり、調達に係るコストも様々であると考えます。 本制度の義務達成の手段は、事業所の設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、柔軟に判断、選択いただくことができるものですが、自らの事業所の省エネ対策や排出量取引に加え、本仕組みの活用も、選択肢の一つになるものと考えております。 また、第３計画期間に拡充案を提示している本仕組みにより、電気使用量の多い事業所等であっても、電気使用量の一部を低炭素電力でまかなうことによって、削減手段として活用していただくことも可能であると考えます。
6	他の制度であるエネルギー環境計画書制度により、都内に電気を供給している事業者すべてに CO2 排出係数等を報告させています。現在は低炭素電力として認定された電気事業者のみが削減量として計上できる制度になっています。 低炭素電力を幅広く利用させていくために、エネルギー環境計画書制度により CO2 排出係数が毎年東京都が定めた基準を下回っている事業者については申請しなくても東京都が低炭素電力と認定し、低炭素電力を利用しやすくすべきです。	小売電気事業者の中には、大規模事業所を顧客対象にしていない等により、認定を望まない事業者もいることから、低炭素電力の認定に当たっては、認定を希望する事業者から申請いただくこととしております。 エネルギー環境計画書制度では、各小売電気事業者の全電源における環境性の向上を図ることを目的としているため、第３計画期間において拡充案を提示している低炭素電力の選択の仕組みにおいて評価する、メニュー別の排出係数等については報告義務の対象にしておりません。また、小売電気事業者以外で、低炭素電力の認定対象となる特定送配電事業者及び特定供給事業者については、エネルギー環境計画書制度の義務対象者ではないため、これらの事業者は別途手続が必要になります。
7	全国の再エネ出力制御の問題を解決するため、上げDRにより、再エネ出力制御を減らし、再エネ電源の発電量を増加させる取組が始まっている。一方、本制度では、大規模事業者が上げDRに協力するために使用した電力量についても温室効果ガス排出量として算定せざるを得ない。よって、大規模事業者が再エネ出力制御を減らし再エネ電源の発電量増加に貢献する上げDRを実施して増加した使用電力量は、温室効果ガス排出量の算定対象から除外とすべき。	本制度は、大規模事業所における CO2 排出総量の削減を目的としているため、需要家が実際に使用したエネルギー使用量等に基づき排出量を算定する仕組みとしており、電力需要等に基づく発電事業者からの排出量抑制による影響は考慮しておりません。 御意見にあるような上げDRが実施された場合についても、同様の取扱いとすることが妥当であると考えます。

7 低炭素熱の選択の仕組み（12件）（非公表希望：1件）

（1）低炭素熱の選択の仕組み全般について

No.	意見	都の考え方
1	低炭素熱の選択促進の仕組みを、第3計画期間においても継続することに賛同する。	御意見のとおり、対象事業所の「低炭素熱」の選択行動を促進する観点から、第3計画期間においても、第2計画期間と同様の取扱いで継続してまいります。
2	低炭素熱の供給について、全ての事業所に対し公平な制度設計をお願いしたい。 【計2件同意見あり】 <理由> ・熱供給事業者は電力事業者のように自由な選択できるものではありません。低炭素熱認定事業者が供給する地域では、需要側の努力なく削減が達成されることになります。熱供給事業者次第で需要側の排出量が左右されてしまうことは、不公平ではないでしょうか。 ・対象事業所の「低炭素熱」の選択行動を促進するためとあるが、実態としては電気・ガスと違い選択の余地がある事業所は非常に限られており、一部事業所への優遇となりかねない制度となっている。公平な制度運営の観点から大部分の事業者が対象とならない制度は見直すをお願いしたい。	CO2 排出量の削減には、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化が重要です。本仕組みは、需要側の低炭素エネルギーの利用にインセンティブを付与することで、その選択行動を促すとともに、それを通じて供給側の更なる低炭素化を促進することもねらいの一つです。 複数の事業所へエネルギーを供給する地域熱供給の低炭素化を進めることは重要であり、第3計画期間においても、本仕組みを継続することは妥当であると考えます。
3	義務者・第三者にとっては導入意図が不明確と感じる。①制度開始後に導入され、事業所は、事業所設置時点で基本的に低炭素を「選択」していないが、その場所に供給する熱事業者が偶然低炭素扱いであれば、その事業所が自動的に便益を受けるようになっている（不平等性）、②オフィス等が集中するほど熱供給事業者は高効率・低炭素になるため、都心（丸の内・大手町地区等）への一極集中を招き、ヒートアイランド現象が悪化する。③熱供給は「選択」はできず、競争原理が働くとも考えづらい。 これらを踏まえ、あまり意味のある仕組みになっていないと考えられ、低炭素熱について見直すか、あるいは、都内で一律に効率の良い地域冷暖房を広めたいという意図なら、地冷事業者が一定以下の排出係数である場合については、その一定以上は下げずに、一律の排出係数を適用する形に変更する等にすべきではないか。	

（2）低炭素熱と位置付ける対象（認定基準）、削減量の算定方法等について

No.	意見	都の考え方
1	算定方法・条件については今後検討する方針であるが、「低炭素熱」の対象については、都内熱供給事業の第3計画期間の熱排出係数が第2計画期間と同じ0.060/GJであることから、低炭素熱と位置付ける基準についても第2計画期間と同じ0.058/GJ以下とすべきである。 <理由> 低炭素熱の認定要件は第2計画期間と同値とし、事業所の低炭素熱利用の選択肢を確保すべきである。	第3計画期間における「低炭素熱」と位置付ける対象（認定基準）については、皆様からいただいた御意見や、地域熱供給の状況等を踏まえた見直しを行ってまいります。

No.	意見	都の考え方
2	低炭素熱調達による削減量は、第3計画期間の低炭素電力調達による削減量の算定方法の見直しと同様にすべきである。 【計5件同意見あり】 <理由> ・電力と熱を区別する理由がないので同様にすべきである。 ・低炭素電力の算定方法においても対象者へのわかりやすさに配慮した見直しが行われたことを踏まえ、低炭素熱においてもわかりやすさを重視した設計とすべきである。 ・現行（第2計画期間）の算定方法では、熱供給事業者の削減努力が需要側にわずか1割程度しか付与されないしくみのため、東京都の地冷推進の施策に逆行する形となっている。一方、低炭素電力では、削減量算定方法が第3計画期間では需要側に正当に反映される仕組みに変わる方向である。従って、「低炭素熱調達による削減量の算定方法」も同様の扱いをしてほしい。 ・低炭素熱の選択の仕組みは、新規需要家獲得（促進）の営業ツールとして、また既存需要家については削減量の恩恵だけでなく、トップレベルの低炭素熱を選択していることへの理解（熱供給導入）にも繋がっており、熱供給事業者として非常に大きな恩恵となっております。今後も、より低炭素熱の選択の仕組みが促進されるように、第3計画期間では低炭素電力選択の仕組み同様に低炭素熱の選択の仕組みの制度拡充（利用拡大に向けた新たなインセンティブの導入）をお願いしたい。 ・第二計画期間の低炭素熱調達による削減量の算定式では実際に比べ過小評価となり、利用インセンティブが働かない。第三計画期間から低炭素電力調達による削減量算定式は変更（全量算定）となるが、低炭素熱についても同様な削減量算定式としてくださいますよう検討をお願いいたします。	第3計画期間における、低炭素熱調達による削減量の算定方法については、皆様からいただいた御意見や、地域熱供給の状況等を踏まえた見直しを行ってまいります。

(3) その他

No.	意見	都の考え方
1	「低炭素熱と位置付ける対象及び低炭素熱調達による削減量の算定方法について、見直しを含め今後検討」とあるが、組合の運営している廃棄物処理施設では、廃棄物を焼却した際の余熱を東京都の「地域におけるエネルギー有効利用計画制度」の施策に合わせて蒸気又は高温水として場外の地域熱供給事業者等に提供し、地域冷暖房事業での低炭素化に貢献しています。 ただし、一部の施設では地域冷暖房に供給しているため、発電能力が低下し、電気を購入しています。この熱の主な燃料は「廃棄物（ごみ）」ですが、バイオマス比率が95%に満たないため、低炭素熱としては認められていません。 この蒸気又は高温水を特定温室効果ガス排出量から除外できるような制度もしくは非化石分を再エネクレジット等で定めることができる制度を求めます。	低炭素熱の供給事業者は、原則、都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」において「地域エネルギー供給実績報告書」を届け出た熱供給事業者を対象としております。 また、「低炭素熱」と位置付ける対象は、供給する熱のCO2排出係数が都の定める基準値以下（第2計画期間においては、0.058（t-CO2/GJ））としております。 なお、これまで、清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については、排出量算定の対象外としております。

8 高効率コジェネの取扱い（6件）（非公表希望：2件）

No.	意見	都の考え方
1	事業所の高効率コジェネの利用による省エネ・二酸化炭素削減効果の評価を継続する案については賛同する。 ＜理由＞ 高効率コジェネの利用は、熱需要の密集する都内における熱利用を促進し、省エネ・二酸化炭素削減効果が見込めるほか、レジリエンスの強化にも寄与する。	御意見のとおり、対象事業所が高効率コジェネから電気・熱を受け入れていることを評価する観点から、第3計画期間においても、第2計画期間と同様の取扱いで継続してまいります。
2	案では「算定方法について今後検討する」と記載されているが、供給・需要双方の事業所の声を十分に把握した上で、事業所の一層の熱利用を喚起するような算定方法とし、使いやすい制度設計とすべきである。 ＜理由＞ 高効率コジェネの利用は、熱需要の密集する都内における熱利用を促進し、省エネ・二酸化炭素削減効果が見込めるほか、レジリエンスの強化にも寄与する。	対象事業所が高効率コジェネから電気・熱を受け入れている場合の削減量の算定方法については、皆様からいただいた御意見や、高効率コジェネ普及拡大の観点等から、見直しを行ってまいります。
3	「高効率コジェネから電気・熱を受け入れている事業所に係る削減量の算定方法等について、見直しを含め、今後検討」との記載について、以下の通り要望いたします。 「環境基本計画 2016」に記載されている通り、低炭素・快適性・防災力を同時に実現するスマートエネルギー都市の実現には、コジェネ等の自立分散型電源の更なる普及促進が重要です。そのためには、コジェネの廃熱を地域全体で面的に利用することを促進する強力なインセンティブが必要と考えます。国の制度や学会等での検討などを幅広く参考にして算定方法を検討いただくことを要望いたします。例えば、「省エネ法」（経済産業省）では、ガスエンジンコジェネの廃熱は、熱需要に応じて量や質を調整できないため、他事業者へ提供できなければ廃棄が見込まれる未利用熱としてゼロカウントが可能となっております。	対象事業所が高効率コジェネから電気・熱を受け入れている場合の削減量の算定方法については、皆様からいただいた御意見や、高効率コジェネ普及拡大の観点等から、見直しを行ってまいります。 なお、御意見にある排熱の利用による CO2 排出量をゼロにすることは、コジェネによる CO2 排出量を全て発電のためのものと評価することになりますが、都としては、排熱の有効利用を図る観点からも、引き続き、コジェネによる CO2 排出量は電気と熱に割り振るべきものと考えております。
4	他の事業所のコジェネから受け入れる熱（コジェネ排熱）は、「他人から供給を受けた熱」として CO2 排出量が加算されてしまう。コジェネ排熱は経産省「未利用熱活用制度」と同様に未利用熱という考え方で、コジェネ排熱の CO2 排出量は非加算としてくださいますよう検討をお願いいたします。	

9 再エネクレジットの取扱い（11 件）

（1）再エネクレジットの換算率について

No.	意見	都の考え方
1	太陽光、風力、地熱、水力を対象とする認証電力量の換算値は、今回提示案の「1.0 倍換算」でなく、現行どおり「1.5 倍換算」とすべきである。 【計 4 件同意見あり】 ＜理由＞ ・再エネクレジット価格は依然として高額であり、インセンティブ付与が必要である。 ・エネルギー白書では、再エネの促進を図っている背景においてまた、東京都内での再エネの推進の特徴を踏まえて、換算係数（1.0 倍）の再検討をお願いしたい。	これまで、太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW 以下）の再生可能エネルギーについては、その削減効果を「1.5 倍」して算定していましたが、再エネの発電コストが低減してきていることや再エネ利用の選択肢が多様化してきているなど電気事業を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、その削減効果を「1.0 倍」に見直す原案が妥当であると考えます。
2	第 3 計画期間では再エネクレジットの算定方法は、再エネ種別に関係なく 1.0 倍換算との案であるが、発電設備が東京都内にあるグリーン電力（熱）証書の場合は、1.5 倍としていただきたい。 ＜理由＞ 都内における発電設備を優遇することで、都内での再エネ電源の増加につなげることができること、再エネ自家消費での 1.5 倍換算と整合性をとれるため	

（2）再エネクレジットの対象等について

No.	意見	都の考え方
1	対象となる再エネ種別に「バイオマス熱」も追加いただきたい。 【計 2 件同意見あり】 ＜理由＞ ・今後東京都がゼロエミッションをめざすためには、熱由来の CO2 削減にも取り組むことが重要である。また、現在のグリーン熱証書の認証量、発行量においては、そのほとんどをバイオマス熱が占めており、太陽熱だけでは事業所側の選択が難しいため ・本制度において、再エネクレジットのその他削減量として活用できるグリーン熱証書は、太陽熱のみに限定されている。一方、グリーン熱証書は太陽熱に限らず、バイオマス熱なども証書として認証されているが、太陽熱のグリーン電力証書を調達した大規模事業者は排出量取引が可能であるのに対し、バイオマス熱のグリーン熱証書を調達した大規模需要家は、同じ CO2 削減価値を持つグリーン熱証書を調達したにも関わらず、排出量取引に活用できない。バイオマス熱も太陽熱と同様に再生可能エネルギー利用による化石燃料代替で同等の CO2 削減効果を持つことから、バイオマス熱等のグリーン熱証書も活用可能とするべき。	グリーン熱証書を活用した再エネクレジットの対象とする再エネ由来の熱の種類につきましては、グリーン熱証書の認定や利用状況等を勘案し、新規再エネ設備の拡大等の観点から、第 3 計画期間においても、太陽熱に限定する原案が妥当であると考えます。
2	2019 年度分の電力から取引が開始される非 FIT 非化石証書の発行手続きは発電事業者が行うため、小売電気事業者ではなく排出事業者が所有することも考えられます。そこで、排出事業者が所有する非化石証書について、再エネ発電設備の電力と同様に、再エネクレジットの認証電力量として算定できる制度として頂くよう求めます。	非化石価値証書については、第 3 計画期間に拡充案を提示している「低炭素電力選択の仕組み」において、当該価値を持った電力も低炭素電力の対象にすることにより、その価値を評価していくことが妥当であると考えます。

No.	意見	都の考え方
3	間伐や植林等の森林整備による温室効果ガス吸収量を認証する J-クレジット制度についても、再エネクレジットとして活用出来るようご検討をお願いします。	制度導入時より、国の J-クレジット制度によるクレジットは、本制度と異なり、罰則を伴う削減義務がない制度における削減量のため、本制度で算定する排出量に影響を与えないものとして取り扱っております。そのため、当該クレジット（削減量）は本制度の不足量に充当可能な再エネクレジットとして認めておらず、第 3 計画期間においても同様の取扱いとすることが妥当であると考えます。
4	東京都の約 4 割は森林が占めていることを鑑みれば、森林等による CO₂ 吸収量を制度内で利用可能なオフセットクレジットとして追加すべきです。 ＜理由＞ パリ協定の本格始動を控え、国際社会全体が地球温暖化防止に向けて取組を強化しつつある中、第 3 計画期間において、これまで以上の削減義務を課すことは当然のことと認識しています。 一方で、パリ協定は、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林含む。）の保全とその強化を推進すべきであると謳っています。 これを踏まえ、我が国は、地球温暖化対策計画において、森林吸収源による CO₂ 吸収量の目標を定めたことに加え、森林・林業基本計画及び第 5 次環境基本計画においても、森林が地球温暖化防止をはじめとする多面的な機能を十分に発揮するため、適切な整備・保全に取り組み、吸収量を確保することとしています。 また、森林等による吸収量を認証することにより、カーボンオフセットに利用できる制度を運用している道府県が相当数あることに加え、都の制度運営において連携・協力している埼玉県は、森林吸収クレジットとして CO₂ 排出量をオフセットする仕組みを設けているなど、多くの自治体が森林に注目しています。 東京は、その面積の約 4 割を森林が占めています。都は、森林が、CO₂ 吸収など多面的な機能により都民生活に貢献する都民共有の貴重な財産であると位置づけ、「森づくり推進プラン」を策定し、持続的な森林整備と林業振興に向けた施策を展開しているとともに、先日公表された「50 年、100 年先の『東京の森林の将来展望』～東京フォレストビジョン～」においても、CO₂ 吸収などの環境面から森林に対する社会的・経済的な価値が一層高まっているという将来像を描くなど、森林に対する期待の大きいことがうかがえます。 こうした観点から、今後の「総量削減義務と排出量取引制度」の運用に当たっては、森林の CO₂ 吸収量によるカーボンオフセットを制度に取り入れるべきであると考えます。このことは、排出抑制と吸収により目標達成を見込む国の考え方と合致するものであり、加えて、クレジット収入などのインセンティブが森林所有者及び林業経営者に与えられることにより、都が目指す森林整備と林業振興をより一層促進するものと期待できます。	本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所の CO₂ 排出総量の削減を目的としているものであり、第 3 計画期間が開始する 2020 年度以降の制度は、「都の 2030 年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えます。 これらのことから、本制度において、森林等による CO₂ 吸収を評価する仕組みを導入することは考えておりません。

(3) その他

No.	意見	都の考え方
1	削減義務率が大きくなり今後削減義務率を達成できない事業所が増加してくることは想像に難くない。都はこれまでの説明でもこの状況を承知の上で、削減義務率を達成する手段としての再エネクレジット購入を推奨している。即ち、この制度は事業者が購入した再エネクレジット代金を再エネ製造者への補助金とし、更には電気代の再エネ賦課金を軽減するための手段となっている。このような複雑な構図から脱却し、今後国が導入しようとしている炭素税と同様なシンプルな政策に変更すべきでは。	CO2 排出量の削減には、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化（再エネ）が重要です。 本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所の CO2 排出総量の削減を目的としたものですが、需要側自らの省エネに加え、再エネ利用による削減効果についても評価し、その利用を促進するため、「再エネクレジット」や「低炭素電力選択の仕組み」を導入しているものです。 第3計画期間以降も、CO2 排出総量の削減に向けた実効性のある制度として、対象事業所の皆様の御理解、御協力をいただけるよう努めながら、本制度を着実に運用してまいります。

10 再エネ自家消費の取扱い（1件）

No.	意見	都の考え方
1	電気事業法の自己託送制度を活用した場合について、当組合では大部分の事業所で一般廃棄物の廃熱を利用した発電による余剰電力の売電を行っています。 廃棄物による発電であるため、エネルギー起源 CO2 についてはほぼ 0 であり、今後余剰電力を電力消費量が多く、特定温室効果ガス排出量の多い、大規模事業所に自己託送を行う予定です。 低炭素電力として認定されるのは電気事業者であり、当組織は電気事業者ではないため、低炭素電力事業者としては認定されません。そのため、ほぼ 0 の電気を活用したとしても基準排出量で計算せざるを得なくなります。 国の省エネ法のエネルギー報告書でも同様の事象はあるが、エネルギー原単位を別に定めた場合にその原単位を用いた理由等を記載し、認定されれば別に定めた原単位をもって排出量を計算できるとされています。 自己消費による制度の中に自己託送による CO2 排出量の計算方法及び特定温室効果ガスの削減量についても定めるべきです。	本制度では、特定温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気については、調達した電気の排出係数によらず、一律で、都が定める排出係数（計画期間中固定）を用いることとしており、託送供給された電気についても、同様の取扱いとしています。 なお、低炭素電力選択の仕組みにおいて都が認定する供給事業者には、小売電気事業者だけでなく、自己託送等を行う特定供給も対象となります（供給する電力が、都の規定する要件に該当することが条件）。

11 バンキングの仕組み（29 件）（非公表希望：1 件）

（1）バンキング可能な期間について

No.	意見	都の考え方
1	バンキングの利用期限を撤廃（延長）すべきである。 【計 22 件同意見あり】 <理由> ・翌期までに限定するのは制度としての一貫性がない点で問題がある。本制度開始の第 1 計画期間において相当の削減努力をして超過削減量を確保した事業者が、将来に備えてバンキングしたにもかかわらず、それが第 2 計画期間までで帳消しとされれば、都はその事業者に対し 2030 年度の最終的な削減目標以上の厳しい目標を強いることに等しい。第 1 ～第 4 計画期間を通じ、基準はあくまで当初の 2010 年段階から一貫して変えない訳であるから、削減した実績は最後の第 4 計画期間まで実績として残すべきである。 ・比較的余裕のある第 1 ～第 2 計画期間ではバンキングが活用されない一方、削減義務が厳しくなる第 3 ～第 4 計画期間では活用したいにもかかわらずバンキング自体消失しているため活用できないというミスマッチが起きる。このような非効率な仕組みこそが事業者の取組み意欲を削ぐものであり、バンキングが継続することで追加削減をしなくなるのではない。バンキングが無駄にならず有効に活用される仕組みとしてほしい。 ・バンキングに期限がある場合、削減努力を後ろ倒しすることとなり、早期削減を促すことと矛盾する。また、本来は、事業者が超過達成した削減量は取引の対象とする財産性を持つと考えられ、期間の経過で消滅するのは取引対象としていることと矛盾している。今後の設備改修計画、更なる削減へのチャレンジ欲を損ねぬ運用をお願いしたい。 ・これまで早期に対策を行い大幅に削減を達成している事業者の努力に報い、今後、前倒しで事業者が削減努力に取り組むことを促進するために、バンキングを翌計画期間までに限るという期限を廃止することを要望いたします。 ・バンキングを翌計画期間までに限定すると、早期に努力した設備改修や省エネ対策等の効果が失われる。また、削減義務率より多く削減できている事業者は設備改修や省エネ対策等を翌計画期間以降へ先延ばしすることも考えられるためバンキングの期間の限定を撤廃すべきである。 ・大幅な排出削減が期待できる設備投資として、熱源機器、空調機、LED の更新が例として上げられるが、それらの更新時期は約 15 年（実務上、税法上）であり、それによるバンキングの有効期間が翌計画期間までというのは整合性に欠ける。バンキングに有効期間は定めるべきではない。 ・バンキングが翌計画期間までとなっている現在の運用では、削減が進んでいる事業所ほど削減努力を削ぐことになり、削減義務を超えた削減が後ろ倒しになってしまう。排出量取引制度まで創設し、取引対象となっている超過削減量（クレジット）が期限付きで消滅してしまうことは早期削減の趣旨からも矛盾しており、バンキングの期限を撤廃することが必要である。 ・査定価格の推移（2018 年 5 月 30 日東京都排出量取引セミナー Argus Media Limited 調査資料より）から超	本制度は、単年度ごとではなく、各期 5 年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。さらに、当期の削減義務率以上に削減を進める「早期削減」を促進する観点から、早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を当期の排出量取引だけでなく、翌期の自らの削減義務の達成や排出量取引にも活用できる「バンキングの仕組み」を、制度開始当初より導入しています。 一方、「早期削減」を促すと同時に、低炭素・脱炭素社会の実現に向けて「継続的な追加削減」を推進していただく必要もあります。「当期の超過削減量を削減義務率が上昇する翌期にも利用できる仕組み」であるバンキングは、「翌期の実削減が削減義務未達であっても義務達成を可能とするもの」でもあることから、後期における追加的な実削減への影響も考慮し、制度導入当初より、「翌期に限る仕組み」としております。 多くの対象事業所の皆様は、制度導入が決まった 2008 年度以降、意欲的に「早期削減」に取り組み、対象事業所全体では、第 1 計画期間初年度の時点で既に第 1 計画期間の削減義務率を上回る基準比 10%削減を達成していただきました。 2011 年の震災後も無理のない賢い節電にシフトしながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続していただいており、その結果、第 1 計画期間には 9 割もの事業所が取引をせず、自らの削減対策で義務を達成し、約 8 割の事業所が既に第 2 計画期間の削減義務率以上の削減を達成していただいています。 このような大幅削減を達成された事業所の皆様からは、「第 2 計画期間も削減不足にならないため、第 1 計画期間の超過削減量が使えないまま消滅する。これまで取組を進めてきた事業者の努力が報われない。」等の理由から、「バンキングを無期限に認めるべき」との御意見をいただきました。 対象事業所の皆様の「早期の投資等による削減成果を第 3 計画期間以降にも反映すること」については、皆様からの御意見や検討会における議論も踏まえ、「新たな基準排出量を設定する案」を「現行の基準排出量を継続する案」に変更してパブリックコメントを実施しました。 また、これまでの制度運用において、対象事業所の皆様から本制度の超過削減量等のクレジットを本制度外でも利用したいとの御意見をいただいたことも踏まえ、本年度より、超過削減量及び中小クレジットを本制度外においても CSR 目的等で利用していただけるよう、新たな仕組みも導入いたしました。今後、これらに加え、再エネクレジット等についても同様に本制度外で利用できるよう、対応してまいります。 第 3、第 4 計画期間には、「2030 年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えた新たなステージとして、省エネの継続に加え、再エネ利用拡大によって、更なる追加削減を期待するフェーズと考えております。 以上のことから、これまでのバンキングに対する考え方に基づき、第 3 計画期間においてもバンキングは翌期までとする案で、事業者の皆様は御理解、御協力をいただきたいと考えて

No.	意見	都の考え方
	過削減量取引価格の 2014 年 12 月は 4500 円/ t -CO2⇒(3 年後の) 2017 年 12 月は 650 円で 85.% 急落しています。この単価で売却しても、第一計画期間に節電・省エネ努力(投資や業務環境(室内温度、照度等)の抑制等)した費用が見合わなくなるため。 ・制度開始当初より CO2 排出量の削減に努めており、第 1 期には多くの超過削減量を創出致しました。クレジット市場単価は制度開始当初から下がり続け、早期削減を行った事業者は未だ、そのインセンティブを得られていないのが現状です。対象事業所は平均 26%削減を達成していると示されているように、第 2 期終了時も第 1 期と市場は変わらないと考えられ、第 1 期に創出した大半のクレジットが無効化されることとなります。早期削減を促すためであることは理解しておりますが、これでは制度開始当初から取り組んできた事業者の努力が報われません。 ・バンキングの目的は、総量削減目標の達成のための「削減量にムラが出た際の平準化」である。長期計画の投資によって創出されたクレジットが短期(次期までの期間)に消滅すれば、平準化の手法を失ってしまう。 ・事業所にとって、クレジットは二酸化炭素削減努力の成果の結実であり資産である。建物や設備投資により創出したクレジットも同様である。資産は時間経過により滅失することがあってはならない。 ・クレジットの期限が切れない内に消化することが優先され、早期・大規模の取組みを後回しにすべきだという誤ったメッセージを発信してしまう危険がある。 ・現状、都のクレジット市場が十分に形成されていない中、期限の到来により一斉にクレジットが売却され・消滅すると、クレジットの取引価格のボラティリティが増大し、トレードが成り立たなくなる恐れがある。また、クレジット価格が省エネや技術革新による二酸化炭素限界削減費用、及び設備投資費用を下回る状況が続くと、かえって省エネ・技術革新を阻害する可能性がある。 ・当社は第一計画期間に都条例対応のために先んじてグリーン電力証書を購入した。それを使う機会のないまま消滅させるのは、削減チャレンジ意欲を損なうものである。利用期限の撤廃を求めたい。 ・現在、第一計画期間で貴庁より購入した再エネクレジットを保有しております。当該クレジットは会計処理上「無形固定資産」として計上されており、「資産が無価値になるのであれば、削減努力よりもまずは使い切った方が良い」とも判断され、これは「追加的な実削減へ向けた対策実施を促すこと」には相反すると思われます。第三計画期間においても、過去に取得した再エネクレジットが本制度上で有効になるよう改めてご検討下さいますようお願い申し上げます。 ・バンキングに期限がある場合、削減努力を後ろ倒しすることとなり、早期削減を促すことと矛盾する。また、本来は、事業者が超過達成した削減量は取引の対象としうる財産性を持つと考えられ、期間の経過で消滅するのは取引対象としていることと矛盾している。また、市況が過熱する場合に排出権取引の値はつかない状況であり、事業者努力が報われない可能性を秘めている。利用期限を撤廃できないようであれば東京都で買い取りいただく仕組みも導入いただくべきで	おります。

No.	意見	都の考え方
	ある。 ・翌期までしかバンキングできない現行制度では、超過削減を継続する事業者にとって自ら創出したクレジットの活用が困難である。企業努力による超過削減を無効にするのであれば、その代わりに東京都が買い取ってほしい。そして、第3期以降、必要な時にその企業が東京都から優先的に買い取れるような仕組みを作ってほしい。 ・現状クレジットの売り先が見つかり難い状況で更に価格も大幅に下がっており、これまでの削減努力に見合っていない。このままクレジットが翌計画期間まで持ち越せないのであれば、クレジットの保有量を考慮しての削減義務率の緩和や優遇措置を新たに設けて頂きたい。	

(2) その他

No.	意見	都の考え方
1	現行のバンキング制度に加え、ボローイング制度（当該期間で削減目標を達成できない場合であっても、翌期で見込まれる削減分の一部を前借して義務履行する制度）を創設すべきである。 【計4件同意見あり】 ＜理由＞ オフィスビルは、そのライフサイクルに応じて、一定の間隔で大規模な設備更新などが求められるという特徴を持つが、前倒しを求めるだけでなく、15年、20年の周期で行われる設備更新を促進するにしても計画的な対応を可能にする制度が必要である。	制度導入時から、早期削減を推進する観点から、ボローイングの仕組みは導入しておりません。 また、本制度は、単年度ごとではなく、各期5年間で義務達成を目指すことができる仕組みです。さらに、老朽化した設備の高効率化や運用対策の徹底、再エネ設備の導入、低炭素エネルギーの調達などの方法によって自らの事業所で削減を行うことに加え、排出量取引で削減量を調達することもでき、事業所の設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができます。 以上のことから、ボローイングの仕組みは、現行どおり、導入しないことが妥当であると考えます。
2	超過削減量の上限（基準排出量の1/2）を撤廃すべきである。 ＜理由＞ 超過削減量の上限を基準排出量の1/2を超えない範囲としているが、その根拠が不明である。最大超過削減量は第1計画期間50－8＝42(%)、第2計画期間50－17＝33(%)、第3計画期間50－27＝23(%)、第4計画期間（案）50－35＝15(%)と計画期間を追う毎に少なくなっており、今後1/3以上の削減義務を課そうとしている一方で、1/2以上の大幅な削減は認めないというのは不合理。積極的な設備改修や低炭素電力・熱・再生エネルギー導入等による大幅な削減の妨げとなる可能性もある。	超過削減量の上限を基準排出量の1/2を超えない範囲としているのは、制度導入時に「対策によらず排出量が大幅に削減した事業所に不当に利益が生じないようにすべき」との事業所の皆様からいただいた御指摘を踏まえたものであり、第3計画期間の段階では、現行どおりとすることが妥当であると考えます。 なお、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法については、別途改めて検討してまいります。
3	都においては、クレジットの制度外利用の迅速な拡大（他市場への売却を可とする等）、クレジット価格・取引状況の把握と検証、期限到来前の周知と相談窓口の設置等を、責任をもって行う必要がある。 ＜理由＞ 現行制度においても第1計画期間にバンキングされたクレジットが第2計画期間の精算期間をもって消滅する。仮に原案の通り第3期以降も翌期までに限ると、消滅するクレジットが累計で大量となっていく。継続して毎期処理をする必要があるなど、事業所にとって初めての手続きが発生するだけでなく、資産への影響など、様々な影響が想定される。	都は、2018年4月より、本制度の超過削減量等のクレジットを制度外でも利用できるようにする新たな仕組みを導入しておりますが、本仕組みや必要な手続について、ガイドラインや排出量取引セミナー等において、事業所の皆様への御案内を進めております。今回いただいた御意見も踏まえ、できる限り事業所の皆様の御負担を軽減できるよう、今後とも、クレジット価格や取引状況の把握及び情報提供、期限到来前の事業所の皆様への周知、窓口における相談対応等、責任をもって取り組んでまいります。

その他意見・質問（28 件）

（１）本制度全般について

No.	意見	都の考え方
1	排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）は、経済活動を阻害し、「環境と経済成長の両立」を困難にするばかりか、温室効果ガス的大幅削減に必要となる民間の投資原資を奪うことから、長期の温暖化対策に逆行する制度である。経団連は、排出量取引制度に一貫して反対の立場である。	都は 2007 年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低 CO2 型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008 年度に条例によりCO2 排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 これまで、本制度の対象事業所の皆様には、運用対策の徹底に加え、更新期を迎えた設備の高効率化にも積極的に取り組むなど、真摯に省エネ対策を進められ、第 1 計画期間には、多くの事業所が排出量取引をせずに自らの事業所での削減対策によって義務を達成していただきました。この傾向は、第 2 計画期間においてもリバウンドすることなく継続していただいております。 このような対象事業所の皆様の御努力の結果、対象事業所では全国と比較して 2 倍もの大幅削減を達成いただいております。また、省エネが継続して進展している中でも都内総生産は増加傾向にあり、排出削減と経済成長の両立も実現していただいております。 このような大きな成果を挙げていただくまでに、対象事業所の皆様が削減に取り組まれたのは、本制度の導入がきっかけの一つであり、その結果が事業所のエネルギーコスト削減にもつながったとの声も、対象事業所の皆様へのアンケートやヒアリング調査等で伺っております。 第 3 計画期間以降も、CO2 排出総量の削減に向けた実効性のある制度として、対象事業所の皆様の御理解、御協力をいただけるよう努めながら、本制度を着実に運用してまいります。
2	キャップ＆トレード制度のような規制的施策とは異なる、事業者が自主的に削減を進める意欲を喚起するインセンティブ（早期に 2030 年削減目標に到達した事業所への優遇措置等）を設けるべきである。 ＜理由＞ ・第 1・第 2 計画期間のこれまでの削減実績は、キャップの設定による効果以上に、リーマンショックや東日本大震災の発生等による経済状況の悪化にともなう企業活動の縮小や、コスト削減等を目的とする企業の設備更新等がその要因と考えられる。キャップの設定効果を過大に評価した目標設定は、事業所の実態とかけ離れたものとなる可能性が高く、経済活動縮小につながりかねない。 ・都がとりまとめた対象事業所のアンケート結果からは、省エネ等自主努力による削減余地が非常に少ないことは明白である。 ・都内では東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発が進んでいる他、インバウンドの増加等の国際化に伴って、エネルギー使用量の増加が想定される。経済状況の変化に対応	都は 2007 年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低 CO2 型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008 年度に条例によりCO2 排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 本制度の導入に当たっては、ステークホルダーミーティングを開催するなど、事業所の皆様と多くの建設的な議論、意見交換を重ねながら、制度導入を決定しました。また、事業者の皆様からの御意見、御要望を受けてトップレベル事業所やテナントの仕組みを導入する等、皆様と共に制度を構築してまいりました。 パリ協定が目指す「実質ゼロ」に向けて、脱炭素を目指す取組が求められる中、都も資源エネルギーを大量に消費する世界有数の大都市として、「ゼロエミッション東京の実現」に向け

No.	意見	都の考え方
	した促進策が必要である。	た取組を推進していくことにしています。それらを踏まえ、第三期が始まる 2020 年度以降の制度の検討に当たっては、都内事業所の将来の目指す姿として、「ゼロエミッション事業所の実現」を示し、そこに向けた第三期以降の制度を「2030 年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであるとの考えをお示したところ です。 第 3 計画期間以降も、CO2 排出総量の削減に向けた実効性のある制度として、対象事業所の皆様の御理解、御協力いただけるよう努め、本制度を着実に運用していくとともに、トップレベル事業所認定の仕組みや低炭素電力の調達を評価する仕組みの拡充等によって事業所の皆様の更なる削減行動を喚起してまいります。 なお、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法については、別途改めて検討してまいります。

（２）検討会の進め方等について

No.	意見	都の考え方
1	検討会は主に学識委員で構成されており、事業所の声を届けるヒアリングも 1 回開かれたのみであった。今後の検討においては、検討会に事業所の代表を参加させる等、より事業所に寄り添った議論を行っていくべきである。 <理由> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第五条の三）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制のための施策は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して推進することとなっているが、今般の検討過程とパブリックコメントに付された案は、事業者の声を十分に反映しているとは言い難い。	本制度の導入に当たっては、条例改正案の検討段階から、ステークホルダーミーティングを 3 回にわたり開催するなど、事業者団体、環境 NGO、都民、専門家等の皆様と多くの建設的な議論、意見交換を重ねながら、制度導入を決定しました。また、第 2 計画期間の制度検討においても、検討過程で多くの皆様から御意見を伺いながら進めてまいりました。「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」は、条例の規定に基づき、「削減義務率の決定又は変更に当たり専門的知識を有する者の意見を聴くこと」を主な目的として設置しているものであり、こうした検討会の性格から、委員は、削減義務率の検討に必要な専門的知識を有する方（環境、経済、建築設備等の専門的知識を有する学者・研究者）で構成し、削減義務率に関する事項を中心に検討しております。 今回の検討会では、検討会委員の皆様が第 3 計画期間の削減義務率等を検討する上で、事業所の皆様の実情等を聴くため、第 3 回会合において、意見表明の機会を設定いたしました。また、これまでの制度運用や今回の検討過程においても、常時、電話やメール、相談窓口等で事業所の皆様から直接御意見を伺ってきたほか、お申し出があれば、直接、意見交換も行わせていただき、そうした御意見を事務局案へ反映できるよう、努めてまいりました。こうした中で、当初都が提示した「新たな基準排出量を設定する案」について、「現行の基準排出量を継続する案」に変更する案を併せて検討会に提示し、検討会委員の皆様からの御意見も踏まえ、パブリックコメントにおいても同案をお示しする対応を行ってきたところ です。 また、これまでの制度運用の中でも、事業所の皆様から事務手続等の負担軽減を求める御意見が寄せられており、提出書類の省略化や地球温暖化対策計画書作成を簡素化するためのシステム機能の新設など、負担軽減を図るための手
2	東京都の排出量取引制度は、大規模オフィス所有者をはじめとする事業者に対し、経営上の多大な負担を負わせる制度である。しかし、今回、「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」の委員構成をみても、当事者である事業者の意見を十分反映できる検討体制が取られていたとは言い難い。 制度の重要事項を決定するにあたっては、負担者である事業者の意見を、最大限に取り入れるべきである。	
3	同制度検討会において、その構成メンバーに偏りがあり、事業者側のメンバーは含まれておらず、その平等性に問題がある。事業者側の意見は反映されているのか疑問だ。別紙 1 にも記載されている「多くの皆様からの建設的な意見を伺いながら進めてきた……」とあるが、建設的とはどういう意味なのか、また本当に実効性の高い制度を求めるならば、なぜ当初より事業者側の専門委員を排除して進めてきたのだろうか。	

No.	意見	都の考え方
		続等の見直しを、随時行ってまいりました。今回、パブリックコメントの中でもお示している変更手続や提出書類作成の更なる簡素化等について、今後も継続して検討、実施してまいります。 併せて、事業所の皆様からの要望を受けて、無料の省エネ診断等の支援策にも取り組んでおりますが、今後も事業所の皆様の御要望も伺いながら、これらの取組に継続して取り組んでまいります。 今後も、事業所の皆様の御意見を伺いながら、制度への御理解、御協力をいただけるよう努め、制度検討や運用を着実に進めてまいります。
4	当協会は、地球環境対策の重要性を認識し、「環境先進都市・東京」の実現に向け、不断の努力を重ねて参りました。その結果、本制度における事務用途の対象事業所の削減実績（2015 年度・31%削減）は、平均値（同・26%）を大幅に上回るものとなっており、業界として本制度の推進に大きな貢献を果たしていると認識しております。 一方で、今回の 2020 年以降の削減義務率の決定等、重要な事項を検討するにあたり、当協会を中心とする負担を負う当事者側を検討の場（「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」、以下「検討会」）に委員として参加させていただき、その実態に基づく意見が決して十分に反映されているとは言い難いパブリックコメント案が今般提示されたことは、大変残念であります。 特に、制度創設時においては関係者会議（ステークホルダーミーティング）を設けて頂き、また、2 期目の検討においては都議会により関係業界からの意見聴取が行われたのに対し、今回は当協会など業界団体への事前のご相談やご連絡を頂けないまま本年 3 月 28 日に検討会が開催され、2020 年以降の削減義務率等が突然公表された点は、誠に遺憾に存じます。 その後、当協会など業界団体からの要望を受け、本年 6 月 26 日の検討会において事業者からの意見聴取が行われ、一部においてその意見を踏まえた検討が案として反映されたものの、全体として意見の反映が不十分なままに制度の重要事項が決定されようとしており、本案の検討プロセス及び内容については当協会の会員が十分納得できる状況ではありません。 このような経緯の中、本案については、削減率について事業者が適正な努力により達成可能であるかの十分な検証がなされているとは言い難い部分があるほか、事業者が強く求めるバンキングの期限撤廃等の要望についても「後期における追加的な実削減への影響が懸念される」という抽象的かつ事業者を性悪説的に捉える視点から、本案に反映されておられません。 これら数値等の各論点についての意見は、意見提出シートのとおりですが、先行して積極的な削減を行った事業者ほど不利益を被る可能性が高い運用は、本制度の大前提である「公平と公正」に悖るものであり、強く見直しを求めるものであります。 [次ページに続く。]	これまで、本制度の対象事業所の皆様には、運用対策の徹底に加え、更新期を迎えた設備の高効率化にも積極的に取り組むなど、真摯に省エネ対策を進められ、全国と比較して 2 倍もの大幅削減を達成いただいております。また、省エネが継続して進展している中でも都内総生産は増加傾向にあり、排出削減と経済成長の両立も実現していただいております。 資源エネルギーを大量に消費する世界有数の大都市として、「ゼロエミッション東京の実現」に向けた取組を推進していく都といたしましても、このような大規模事業所の皆様の取組に、心より感謝申し上げるとともに、大変心強く思っております。 これまでの制度構築時、そして今回の検討会の進め方等に関する考え方につきましては、本事項「（2）検討会の進め方等について」No.1～3 の御意見に対する都の考え方のおりですが、今後も、対象事業所の皆様の御理解、御協力をいただけるよう努めながら、制度の検討や運用を着実に進めてまいります。

No.	意見	都の考え方
	当協会は都市の国際競争力の向上に向けた統合的な取り組みの一環として環境への貢献を果たしてきたほか、パリ協定をはじめとする環境対策の世界的潮流（ＥＳＧ投資と環境ラベリングによる市場誘導等）を踏まえた持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてきております。 このような実績への適切な評価のもと、本制度の改定に当たっては、第１期、第２期の科学的検証を踏まえた、実現可能で合理的な内容とすること、そして、負担を負う側が納得できるものとするを強く求めるものであります。 また、今回は第４期の値等は決めないものと理解しておりますが、第４期の検討には、少なくとも事業者側の委員を置くとともに、制度のこれまでの効果の分析を適切に行い、実効性ある現実的なものとされることを強く要望致します。	
5	地球環境対策の重要性は認識するが、その実現にあたり、大規模オフィス等の所有者という一部のものだけを対象にして、経営上の多大な負担（場合によっては排出量の強制的・罰則的買取という負担）を負わせる制度の運用内容の決定に際し、負担を負う側を検討の場（「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会、以下「検討会」）に委員として参加させず、意見を十分反映しないままパブリックコメント案が提示されたことは大変遺憾である。 制度創設時は、関係者会議（ステークホルダーミーティング）を設け、２期目の検討においては、都議会により関係業界からの意見聴取が行われたが、今回は、当協会など業界団体への事前相談がないまま、本年３月２８日の検討会において、２０２０年以降の削減義務率等を突然公表した。 当協会など業界団体からの抗議を受けて、本年６月２６日の検討会にて事業者からの意見を聴取したが、その意見を踏まえた検討が十分になされないまま、制度の重要事項が決定されようとしている。 今回の検討プロセス及び決定内容については、当協会の会員が納得するような状況にはない。 この結果、今回の案については、削減率について事業者が適正な努力により達成可能であるかの十分な検証がなされておらず、また、事業者が強く求めるバンキングの期限撤廃等の要望も取り入れられていない。 これら数値等の各論点については、個別意見のとおりである。 なお、こうした制度運用の結果、排出量取引市場がどのようなものとなるかの見込みが示されておらず、さらに排出量取引市場が高騰するなどの事態が生じた場合の安定化措置が設けられているものの実効性があるものとはいえない。 当協会は第１期、第２期において、省ＣＯ２に努力を重ねてきたが、その努力が十分に評価されないことは極めて残念である。 パリ協定をはじめとする環境対策の世界的潮流（ＥＳＧ投資と環境ラベリングによる市場誘導等）を見据え、また第１期、第２期の科学的検証を踏まえた、実現可能で合理的な内容とすること、そして、負担を負う側が納得できるものとするを強く求める。 今回は第４期の値等は決めないものと理解しているが、第４期の検討には、少なくとも事業者側の委員を置くとともに、制度のこれまでの効果の分析を適切に行い、実効性ある現実的なものとするを強く要望する。	

No.	意見	都の考え方
6	検討会は、専ら制度設計について論じる場であり、事業所の事務的・経済的負担に光を当てた検討がなされていないことは大変遺憾である。事業所の声を踏まえ、少なくとも事務的負担の軽減を意図した具体的な検討を速やかに行うべきである。 <理由> 従前より厳格な制度であるが故の手続き面の非効率性は指摘されており、さらに、事業所は厳しい環境の中で限られた原資・人員で対応を行っていることから、負担軽減策は必須である。	「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」は、条例の規定に基づき、「削減義務率の決定又は変更に当たり専門的知識を有する者の意見を聴くこと」を主な目的として設置しているものであり、制度に関する事項のうち削減義務率に関する事項を中心に検討しております。 これまでの制度運用の中でも、事業所の皆様から事務手続等の負担軽減を求める御意見が寄せられており、提出書類の省略化や地球温暖化対策計画書作成を簡素化するためのシステム機能の新設など、負担軽減を図るための手続等の見直しを、随時行ってまいりました。今回、パブリックコメントの中でもお示ししている変更手続や提出書類作成の更なる簡素化等について、今後も継続して検討、実施してまいります。 併せて、事業所の皆様からの要望を受けて、無料の省エネ診断等の支援策にも取り組んでおりますが、今後も事業所の皆様の御要望も伺いながら、これらの取組に継続して取り組んでまいります。 今後も、事業所の皆様の御意見を伺いながら、制度への御理解、御協力をいただけるよう努め、制度検討や運用を着実に進めてまいります。
7	本制度にかかわる書類の簡素・簡略化、Web 申請化を要望いたします。 <理由等> 本事項「(4) その他」No.10 に掲載	これまでの制度運用の中でも、事業所の皆様から事務手続等の負担軽減を求める御意見が寄せられており、提出書類の省略化や地球温暖化対策計画書作成を簡素化するためのシステム機能の新設など、負担軽減を図るための手続等の見直しを、随時行ってまいりました。今回、パブリックコメントの中でもお示ししている変更手続や提出書類作成の更なる簡素化等について、今後も継続して検討、実施してまいります。
8	制度改正後の周知は早期かつ十分に行われなければならない。全対象事業所向けの改正内容説明会の開催等、とりうるべき手段を総動員して情報発信に努めるべきである。例えば都下の市区町村ごとに説明会を開催する等、きめ細かい周知を行われたい。 <理由> 第3計画期間は第2計画期間からの変更点が多く、見直しの議論が行われていることを知らない事業者もいるため、十分な情報発信が必要である。	御意見のとおり、第3計画期間の改正事項については、対象事業所の皆様へ十分に周知を図る必要があると考えております。 このため、改正事項の決定後可能な限り早期に、対象事業所向けの改正事項説明会を開催するほか、窓口や電話、メール等での御相談を受ける体制を強化するなど、きめ細かな対応を行ってまいります。 また、いただいた御意見を踏まえ、説明会の開催場所を工夫するなど、より多くの対象事業所の皆様に御参加いただけるよう、努めてまいります。

(3) 他分野での取組等について

No.	意見	都の考え方
1	本制度は、創設時の基本方針においてグリーン電力証書等を「事業所自らの削減を基本とし、それを補完するもの」と位置付けております。 本案には、再生可能エネルギーの利用拡大を企図した施策が記載されておりますが、これらについては主客転倒に留意すべきと考えます。 すなわち、排出量取引による厳しいキャップ設定により再生可能エネルギーの拡大を企図するものではない点を明確にされた上で、制度の趣旨に鑑み、削減義務の水準を事業者の取り組みを促すような水準に設定すべきであります。 当然ながら、再生可能エネルギーの促進方策として用いること	都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 CO₂排出量の削減には、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化（再エネ）が

No.	意見	都の考え方
	により、目標が非現実的なものとなることは容認できません。	重要です。
2	今回、再生可能エネルギー拡大のために排出量取引制度を用いようとしているが、排出量取引による厳しいキャップ設定により再生可能エネルギーの拡大を図ろうとすることは制度の趣旨になじまない。 高い削減義務率を設定し、事業者が自ら削減義務が達成できない場合、再生可能エネルギーの導入をもって削減義務の達成に代えることが可能であるならば、削減義務が非現実的なレベルのものであっても事業者は対応可能であろうという考えがあるように思われる。 本来、削減義務の水準は事業者の取り組みを促すような水準に設定すべきであり、再生可能エネルギーの促進方策として用いることにより、目標が非現実的なものとなることは容認できない。	第3計画期間が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えます。 今回提示している第3計画期間の削減義務率は、2016年3月に策定した環境基本計画において設定した都の2030年目標の達成に向けた必要な大規模事業所の目標排出量から算定したものです。これまで実施されてきた省エネ対策を推進していただくことに加え、パリ協定を踏まえた「脱炭素」の動きを捉え、RE100等再エネ利用を進めていく事業所の皆様の取組を評価することが、再エネ利用拡大にもつながるものと考え、低炭素電力選択の仕組みの拡充（再エネ電力の調達を上限なく評価する等）等を提示したものです。
3	温室効果ガス排出総量削減は、都民や事業者等をはじめとする関係者が一体となって取り組むべき重要な課題である。 東京都環境基本計画に定められている2030年の削減目標（2000年比30%削減）の達成のためには、大規模事業所の削減努力も必要ではあるが、都全体の排出量削減を進めなければならない。業務産業部門だけでなく、運輸・家庭部門等の取り組みも積極的に進め、速やかに実効性のある施策を講じるべきである。	都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO2型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO2排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。 御意見のとおり、2030年までの削減目標の達成には、業務・産業部門のみならず、運輸部門、家庭部門の各部門で対策を進めていく必要があります。 東京都環境基本計画では、都全体の削減目標だけでなく、部門別の削減目標も掲げております。この目標の達成に向け、現在も、運輸部門、家庭部門において、次世代自動車の普及促進や住宅の省エネ性能向上の推進などの取組を進めているところです。今後も、引き続き、各部門でより実効性のある対策を推進してまいります。
4	大規模事業所の削減義務率ばかり厳しくしていただければCO2削減の限界が見えてきている。そろそろ中小企業に対しても削減義務を課して、省エネを推進していくべきである。東京都として、計画書等の確認に時間と労力が掛かり中小企業にまで範囲を拡大することが難しいのであれば計画書の内容や報告方法等の簡略化も検討して頂きたい。	都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO2型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO2排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。
5	新たに削減義務の対象となる事業所は、現状のまま新たに対象となる事業所の扱いを決めるのみならず、新たに対象を拡大することも検討するべきである。大規模事業所を対象とした都のキャップ&トレード制度は、制度開始以来継続的に大幅削減を実現している。これに対して中小企業を対象とした地球温暖化対策報告書制度では総量で約2%の削減にとどまり、対象事業者の約半数が削減できていない。都の業務・産業部門のCO2排出のうち、中小規模事業者によるものは約6割を占め、この分野の大幅排出削減は重要である。本制度開始からこれまで8年間の知見とキャップ&トレード制度の実績を踏まえ、対象を中小事業者に順次拡大して削減の深掘りを進めるべきである。	中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所）については、その規模等を踏まえ、総量削減を義務付けるのではなく、自主的取組を促す地球温暖化対策報告書制度の対象として、取組を進めてまいりました。 御意見のとおり、都内に60万以上ある中小規模事業所は都内産業・業務部門の排出量の約6割を占めており、都の2030年目標達成に向けて、中小規模事業所の取組を一層促進する必要があります。 [次ページに続く。]

No.	意見	都の考え方
		そこで、2020 年度以降には、中小規模事業所の取組を評価・公表する仕組みを導入するほか、再エネ利用拡大を図るため、再エネ利用に関する報告を義務付け評価に反映していく等、都の 2030 年目標の達成に向けて制度を強化し、引き続き実効性ある中小規模事業所対策を推進してまいります。

(4) その他

No.	意見	都の考え方
1	「計画期間末ごとの義務履行上は複数事業所の合算を認め、一つの事業所のようにし、排出量取引をせずとも済む形を取れるようにする。」 現在の事業所単位の ETS の仕組みは、複数事業所を所有する会社(等法人)や、他の事業所との影響が密接な会社において、逐一事業所の状況確認をしたり、必要に応じ取引をしないといけず、業務コスト・効率面で問題が多い。また事業所ごとの排出量削減推移も差が大きい。そのような事業者の労力を削減努力そのものへ投入し、また制度側の円滑制度の運営のためにも、同一会社の複数事業所の合算や、あるいは複数社における連携による合算のような形を認めることが必要であると考えられる。	エネルギー使用の管理及び把握は、事業所ごとに行われることが一般的であり、効果的に排出削減を進めるためには、制度対象は「事業所単位」で設定することが妥当であると考えております。 同一の事業者が複数事業所を所有し、当該事業所間において、無償等で排出量取引を行う場合であっても取引はクレジットの移転を伴うものであり、制度運用上、所要の手続を省略することは適切ではないと考えます。 一方で、排出量取引に関連する書類手続について、これまでの制度運用の中で事業者の皆様から寄せられた御意見を踏まえ、省略化等も実施してきております。今後も、見直し可能な手続がないか、継続して検討、実施してまいります。
2	「埼玉県制度の対象事業所との取引なしでの連携・共同実施もできるようにする。」 東京・埼玉にまたがる会社や、食品産業等、埼玉県に関連工場を置くケースも多いので、そのような場合に上記と同様の手立てが取れるようにすると、非常にやりやすいと考えられる。 (※こちらは、条例が異なりトラブル発生の防止のため、資本関係が同一の事業所がある会社に限る、などしてもよいと思われます。)	
3	「事業等の一部都外移転による制度回避ができる。」 制度に合法的に対応するための裏ワザとして、都外（あるいは埼玉から域外）に排出量の多い設備を移す（設備は残して機能だけ移す or 需要が増えている分を都外に設置する、情報処理拠点を都外に置く等。）ことができ、企業として都内で削減努力をせずとも制度対応が可能に思えるが、どう考えるか。こういったことができる大企業ほど制度上有利になると思われる。	経済活動拠点の選定には様々な要因があり、企業の立地は CO2 削減コストを主要な要因として決まるものではないと考えております。
4	「「都外事業所」の仕組みが全くとっていいほど活用されていない。」 都内で CO2 をいくら減らしても、日本の排出量の 5%程度にしかない。(2016 年：6,600 万トン／13 億 2,200 万トン) し、制度がうまくいっても日本にとってはほぼ意味がない。もっと都外の排出に目を向けるべきではないか。都外における検証費用を都が賄うなどして、都外の削減努力を促すようにするのはどうか。	本制度は、都内の大規模事業所における CO2 排出量の削減を目的としたものであり、都外における削減を促進することを直接的な目的としたものではありません。 本制度の都外クレジットは、全国規模で事業活動を行っている事業者が、全国的な視点で削減対策の実施を判断することがあり得ることから、都外の大規模事業所における削減も限定的に削減義務への充実に利用できるようにしたものであり、第 3 計画期間にも同様の仕組みで継続いたします。

No.	意見	都の考え方
5	本制度と連携したデータセンター・クラウドの利用推進策や税制優遇措置等の政策導入を要望いたします。 <理由等> 本事項「（４）その他」No.10 に掲載	都は、データセンター利用者の増加や、都内に立地するデータセンターが全国の約 50%と集中している状況等から、日本データセンター協会と連携して、環境に配慮したデータセンターを評価・認定し、その普及を図る取組を実施するなど、データセンターの省エネ対策に取り組んでまいりました。 今後も、事業者の皆様等と連携し、協力をいただきながら、データセンターにおける効果的な省エネ対策等について情報発信していくなど、データセンターにおける省エネ性能向上等を図る取組を進めてまいります。
6	再生可能エネルギー導入促進へ向けて発電事業への補助・新規参入に向けた支援策の導入を要望いたします。 <理由等> 本事項「（４）その他」No.10 に掲載	都は、資源エネルギーを大量に消費する世界有数の大都市として、「ゼロエミッション東京の実現」に向けた取組を推進しており、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化に向けた様々な施策を進めております。 今後も、事業者の皆様と連携し、協力をいただきながら、再エネ導入拡大に向けて、実効性のある施策を着実に進めてまいります。
7	事業所特性を踏まえた削減義務達成へのロードマップ事例の策定並びに事業所特性を踏まえた省エネ余地策定、削減緩和措置(電気事業法に基づく緩和措置など)を要望いたします。 <理由等> 本事項「（４）その他」No.10 に掲載	削減義務の達成手段は、省エネや再エネ利用、排出量取引等、事業所ごとの状況に応じて柔軟に判断、選択いただくことができるものではありませんが、いただいた御意見も踏まえ、今後、削減義務達成に向けた取組事例等をセミナーで紹介する等の取組を行ってまいります。 また、事業所における取組状況等を入力することで、省エネ余地等が点検できる「点検表」についても、今後、見直しを検討していくとともに、他事業所との取組状況等の比較ができる「省エネカルテの提供」などの支援策も継続して行なってまいります。 削減義務率の緩和措置（電気事業法に基づく緩和措置など）については、事項「２ 削減義務率」の御意見に対する都の考え方のとおりです。
8	排出権を購入せざるを得ない事業者に対して、十分な排出権の確保並びに排出権取引価格について、1トン当たりの適切な最高額を設定いただくことを要望いたします。 <理由等> 本事項「（４）その他」No.10 に掲載	制度導入時より、本制度における排出量取引は、都が直接関与せず、取引を行う当事者間での相対取引としています。そのため、クレジットの取引価格についても、取引を行う当事者同士の交渉・合意により決定するものであり、都が取引価格を定めるものではありません。 一方で、都は、これまでも価格査定結果や最新の取引実績など、取引を行う事業者がクレジット価格を決定する上で参考となる情報について随時公表しており、今後も円滑な排出量取引に向けて、随時必要な情報発信を行ってまいります。
9	当組合の運営している廃棄物処理施設では、廃棄物を焼却した際の余熱を利用して発電をしています。ごみ焼却発電により所内の使用電力をまかなうとともに、残った電力を電気事業者へ供給しています。 この電気の主な燃料は「廃棄物（ごみ）」ですが、バイオマス比率が 95%に満たないため、再生可能エネルギーとしては認められていません。 ごみ焼却発電分を特定温室効果ガス排出量から除外できるようにすべきです。	本制度では、廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気を直接受け入れて使用する場合に、当該熱及び電気の使用量については、排出量算定の対象外としております。

No.	意見	都の考え方
10	※次の各事項の意見の理由等 ○ 2. 削減義務率（1）削減義務率の水準について No.3 ○ 2. 削減義務率（2）削減義務率の区分等について No. 2 ○ その他意見・質問（2）検討会の進め方等について No. 7 ○ その他意見・質問（4）その他 No.5, No. 6, No.7, No. 8 昨今、情報化社会の発展に伴い情報システムを効率的運用できるデータセンターの活用が広がり、データセンターのエネルギー総量は増加し続けております。 一方で、高密度化サーバーや情報システムの集約・移設、クラウド化が進み、データセンター・クラウド化の集約効果により、CO2 削減に貢献することができました。 このような状況の中、第3計画期間以降では、削減義務率が27%という設定が検討されております。 情報通信システムを高効率・高集積に異動させ、総量が増加し続けるデータセンターにとって、事業所単体で取り組みが推進されていく政策は、都内での事業継続を困難にする可能性があります。 データセンターは、社会全体の ICT 化による情報サービス・コンテンツ産業として生産波及効果が大きく、雇用誘発力も高いことから、東京都内の低炭素社会の実現、高度防災都市の実現、ゼロエミッション東京につながる施設であるため、総量を規制する本制度の適用は多角的にご検討をお願いいたします。 データセンターは単なるエネルギー消費拠点ではなく、今後の省エネ策の推進に必要なかつ欠くべからざる機能であるご認識いただきたく存じ上げます。 例えば、在宅勤務の推進、情報連携による不要な移動の削減、ビッグデータ解析による運輸、交通部門の省エネ化、人工知能による設備や社会システムの効率的運用に使われるコンピューターリソースはすべてデータセンターから提供されております。 1. データセンターの総エネルギー量は今後も延びる ・データセンターでは、無駄なエネルギー・ロスを省くため、高効率・大容量設備の導入や高付加設備を設置することを考慮した設計をしております。 - また、高効率設備を高負荷率で運用することで、設備を最も効率よく稼働させる仕組みを取り入れております。したがって、現時点では設備の入れ替えなどの対策によって省エネを実現することは考えられません。 ・企業内 DC やオフィスビルの中のサーバールームと比較すると、20～50%の効率化が見込まれ、他事業者のサーバーをデータセンターに受け入れることで、マクロとしての効率は大きく向上し低炭素化に貢献できます。 [次ページに続く。]	※都の考え方については、上記各事項における都の考え方を御参照ください。

No.	意見	都の考え方
	経済産業省のもとで実施された中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業における、事業成果報告によれば、データセンターのクラウドに移行した場合省エネ効果は77.2%の削減率となっており、その有効性は明らかであるといえます。 ・ICTは今後ますます需要が増えることが予想され、またこれらの需要を満たすため、高効率なデータセンターを利用する割合が当然ながら増えていきます。 2. データセンターでは、電力削減が困難、且つ削減義務率以上の削減義務が発生する。 ・データセンターは、24時間365日稼働し続け、昼夜の電力差や季節別の電力差も少なく、CO2の削減余地は少ない事業所です。 ・施設内のICT機器は、顧客利用の機器であり、データセンター事業者がコントロールすることは困難であり、実質的に削減可能な範囲は狭まっております。 ・事業活動に伴う増加分を補填する仕組みとして、基準排出量変更がありますが、データセンターは、徐々に設備が増加するため、基準排出量の変更要件を満足する前に増加した設備分は、削減義務となります。 ・データセンターにおいては、ほとんどのエネルギーがコンピュータと設備に使われており、建屋面積に対してオフィスはほんのわずかです。平均的なデータセンターではオフィスは建屋面積比で5%以下、オフィスエリアの電力利用料は1%以下となります。 ・このような状況の中で、データセンター事業者としては、27%もの削減義務を達成できる見込みがないのが現状です。 3. データセンターへの高い削減義務率は、排出権取引による費用負担が発生する。 ・データセンター運用コストの中で、電気料金の占める割合は、3割～4割にも達しており、サーバーラックの高密度化が進む中で、この比率は高くなることはあっても低くなることはありません。 ・現在値上がり中の電気料金は、原子力発電所の稼働再開が前提の値上げ幅となっており、再稼働しない場合には、更に電気代が値上がります。 ・このような状況の中、総量削減制度においても、高い削減義務率を課せられることは、排出権購入を余儀なくされ、事業者にとっては更なる費用負担となり、グローバルな競争にさらされているデータセンター事業者の国際競争力はもっと厳しくなることも予想され、事業継続が困難となる恐れもあります。 4. 再生可能エネルギーの採用 現在、日本全国の再生可能エネルギーは、国際総エネルギーの10%程度となっております。（2018年エネルギー白書より）しかしながら、現在の個別契約方式では、データセンターのような大量な電力を消費する事業者との契約をしてくれる再エネ事業者は存在しません。 [次ページに続く。]	※都の考え方については、上記各事項における都の考え方を御参照ください。

No.	意見	都の考え方
	再生可能エネルギーの取引市場が確立していない我が国において、再生可能エネルギーの採用を前提とした制度は不合理であると言わざるをえません。 データセンターは、社会全体の重要なインフラであることが認識されており、電力消費削減に貢献できる有効な施設となっており、データセンターの利用拡大は、東京都内の低炭素社会の実現、高度防災都市の実現につながるものと確信しております。 その重要性について、今一度御理解のうえ、総量削減制度に対するデータセンターの位置付けについて、ご検討いただきたくお願い申し上げます。	